

各ワーキング・グループ等で更に精査・検討を要する提案事項

所管省庁から回答を得た提案事項について、規制改革推進会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり

1 各ワーキング・グループ等で既に検討中、又は検討を予定している事項

農林ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	別添の該当ページ
1 農業用マルチローター(ドローン)の活用推進について	1

医療・介護ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	別添の該当ページ
1 食薬区分で医薬品として扱われる成分を含む生鮮食料品の機能性表示食品への届出	3
2 食薬区分確認申請に関する厚労省による事前相談窓口の設置	4
3 「専ら医薬品素材」のうち一定要件を満たすものを食品機能性の関与成分として扱うことを可能にする例外規定	5
4 食薬区分照会に関する厚労省による事前相談窓口の設置	6
5 「専ら医薬品素材」のうち一定要件を満たすものについて機能性関与成分として扱うことを可能にする例外規定	7
6 食薬区分照会に関する厚生労働省による事前相談窓口の設置と審査要件の明確化	8
7 「専ら医薬品素材」のうち一定要件を満たすものを機能性関与成分として扱うことを可能にする例外規定の提案	9

保育・雇用ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	別添の該当ページ
1 外国人就労に際しての就労ビザの職種拡大	10

投資等ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	別添の該当ページ
1 債権譲渡担保、もしくは債権譲渡(流動化)による資金調達の促進に向けた規制改革(債権法改正関連)	11
2 電波法の規制緩和	13
3 電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合した無線設備の非商業用途(調査・試験・研究等)の利用	14

本会議関連

提 案 事 項	別添の該当ページ
1 入札制度について	16

2 再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

医療・介護ワーキング・グループ関連

提案事項	新規・継続等	所管省庁 回答	別添の該当 ページ
1 『「医療機関債」発行等のガイドライン』の見直し・医療法による整備	新規	対応不可 検討を予定	17
2 ファイナンス・リース契約における中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について	◆継続	対応不可	19
3 食品添加物における「審査済み高度精製添加物との同等性を示すための届出書」制度の飼料添加物への横展開	新規	検討に着手	20
4 医療保険制度において減額査定された場合の一部負担金(自己負担金)の過払い額の返還方法の改善	新規	対応不可	22
5 機能性表示食品の機能性関与成分の対象となり得る構成成分等に関する記載の追加	新規	現行制度下 で対応可能	23
6 社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化	新規	検討を予定	24

投資等ワーキング・グループ関連

提案事項	新規・継続等	所管省庁 回答	別添の該当 ページ
1 行政書士が発行する領収証の様式について	新規	検討を予定	25
2 まつげ施術可能な資格試験の設立	新規	対応不可	26
3 確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止	新規	対応不可	27
4 電波オークションの導入について	新規	その他	28
5 貿易金融に係る信用リスク・アセット額の計測方法に関する規制緩和	◆継続	検討を予定	29
6 バーゼル規制において、リスク・ウェイト零パーセントとされる国際機関の定義の見直し	新規	検討を予定	30
7 銀行の名称変更時等の重複的な行政手続きの簡素化	新規	検討に着手	31
8 犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引の見直し	◆継続	検討に着手	32
9 リース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資等について②	新規	検討を予定	33
10 中小企業信用保険制度の対象業種の拡大	◆継続	検討を予定	34
11 犯罪収益移転防止法にかかる特定事業者による本人確認書類の追加	新規	検討を予定	35
12 美容師法の改正によるまつ毛美容師資格の新設	◆継続	対応不可	36

3 専門チームで扱う予定の事項

医療・介護ワーキング・グループ関連

	提案事項	新規・継続等	所管省庁 回答	別添の該当 ページ
1	高血圧治療薬配合錠ミカトリオの保険適応に係る留意事項に関する記載事項の再考提案	新規	対応不可	37
2	管理医療機器販売業申請の規制緩和について	新規	対応不可	39
3	機能性表示食品の届出・広告宣伝における表現について、関係部署間の連携強化と、Q&Aの公表	新規	対応不可 現行制度下で 対応可能	40

保育・雇用ワーキング・グループ関連

	提案事項	新規・継続等	所管省庁 回答	別添の該当 ページ
4	大型の駆動補助機付乳母車の道路交通法及び道路運送車両法上の取扱の見直しについて	新規	検討を予定	42

投資等ワーキング・グループ関連

	提案事項	新規・継続等	所管省庁 回答	別添の該当 ページ
5	高齢化社会における生活支援サービスの実現に向けて	新規	対応不可 現行制度下 で対応可能	43
6	クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について	新規	対応不可	45
7	確定拠出年金における外国籍の取扱い	◆継続	対応不可	46
8	個人型確定拠出年金における加入者の範囲	◆継続	対応不可	47
9	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	◆継続	検討に着手	48
10	確定拠出年金の脱退要件の緩和(ペナルティ課税を前提に任意脱退可能な制度設計とする)	◆継続	対応不可	49
11	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和	◆継続	対応不可	50
12	確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和	◆継続	対応不可	51
13	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	◆継続	対応不可	52
14	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	◆継続	対応不可	53
15	確定拠出年金における支給要件の緩和	◆継続	対応不可	54
16	金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃	◆継続	検討に着手	55
17	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ	◆継続	対応不可	56
18	金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃	◆継続	検討に着手	57
19	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和	◆継続	対応不可	58
20	金融商品販売担当者(いわゆる営業職員)による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和	◆継続	検討に着手	59
21	確定拠出年金の脱退要件の緩和	◆継続	対応不可	60

提 案 事 項	新規・継続等	所管省庁 回 答	別添の該当 ページ
22 確定拠出年金における支給要件の緩和	◆継続	対応不可	61
23 個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ	◆継続	対応不可	62
24 確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し	◆継続	対応不可	63
25 確定拠出年金における加入者の年齢範囲の拡大	◆継続	対応不可	64
26 確定拠出年金における外国籍の一時金受給資格の緩和	◆継続	対応不可	65

(注1) 「新規・継続等」の別は、現時点の状況等について内閣府事務局において便宜的に記載したものである。

(注2)

別添「区分(案)」は以下のとおり。	
◎	各ワーキング・グループ等で既に検討中、又は検討を予定している事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に対する所管省庁の回答

農林ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 29 年 9 月 28 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	農業用マルチローター（ドローン）の活用推進について
具体的内容	<p>1) 背景</p> <p>① 水稲栽培における農薬の空中散布については、労力の軽減が図れるとともに、病害虫の効率的防除が可能。</p> <p>② 現在は無人ヘリコプターによる空中散布が行われているが、 a, 騒音の問題 b, 集団防除であり圃場毎の適切な時期での散布ができない c, コストが高い 等の課題がある。</p> <p>③ ドローンは小型軽量で移動が容易。機動的な農薬散布を可能にし、騒音問題も少ないというメリットが有る。</p> <p>2) 要望事項</p> <p>農林水産省発行の『空中散布等における無人航空機利用技術指導指針』の緩和</p> <p>① オペレーター免許取得に関して「農林水産航空協会」指定の教習施設での教習が必要。また、機体の認定等も同協会の認定・整備が必要であり、事業の自由度を狭くしている。安全に支障のない範囲で、規制緩和をご検討いただきたい。</p> <p>② 免許取得及び空中散布の実施等に当たり、航空法の規制を受け国土交通省への許可・承認等が必要になる場面が有る。常識的な飛行範囲内での規制緩和を行い、活用場面を広げることが必要。</p> <p>③ 実際の飛行に関してオペレーターとナビゲーターの2名が必要。日本の水稲農業のコストダウンを考えた場合1名での運用や、GPS等の活用によるローコストオペレーションへの規制緩和が必要。</p>
提案主体	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会

所管省庁：農林水産省、国土交通省

制度の現状	<p>① 農林水産省では、無人航空機による農薬等の空中散布について、人畜、農林水産物、周辺環境等に対する安全性を確保しつつ適正に実施するため、「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（平成 27 年 12 月 3 日付け 27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知）を制定し、安全対策等の指導を行っています。</p> <p>②③ 航空機の航行並びに地上の人・物件の安全を確保するため、無人航空機については航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条及び第 132 条の 2 において、禁止する飛行の空域や方法（物件の投下など）を定めています。必要な安全対策等の要件を満たすことが確認できた場合に限り、これらの飛行を許可しています。</p> <p>【参考】</p> <p>○航空法 （飛行の禁止空域）</p> <p>第 132 条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。ただし、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域</p> <p>二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空</p> <p>（飛行の方法）</p> <p>第 132 条の 2 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、次の各号に掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けたときは、その承認を受けたところに従い、これを飛行させることができる。</p> <p>一 日出から日没までの間において飛行させること。</p> <p>二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。</p> <p>三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。</p> <p>四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。</p> <p>五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。</p> <p>六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

提案内容に対する所管省庁の回答

	める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 27 年 11 月 17 日 制定（国空航第 684 号、国空機第 923 号）「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」 ・ 平成 27 年 12 月 3 日 制定（27 消安第 4545 号農林水産省消費・安全局長通知）「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」 ・ 平成 27 年 12 月 3 日 制定（国空航第 734 号、国空機第 1007 号、27 消安第 4546 号）「空中散布等を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」 ・ 航空法第 132 条及び第 132 条の 2
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>① （一社）農林水産航空協会のみが行っていたオペレーター認定や機体の登録等の業務を、他の機関等でも行うことができるよう、平成 29 年 4 月 1 日付けで「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」（以下「指導指針」という。）を改正しました。要件を備えていることが確認できる資料とともに申請し、登録を受ければ、上記の業務を行っていただくことができるようになっていきます。農林水産省では今後も、使用者が取り組みやすい制度とするための対応を適時行います。</p> <p>② 農薬散布は航空法第 132 条の 2 において禁止する飛行方法に該当しますが、農林水産省の定める上記指導指針に基づき当該飛行を行うことを、農林水産省が指定する団体等（以下「指定団体等」という。）により確認している場合には、飛行許可の手続を簡略化（申請事項確認の省略など）できるなど、合理化した制度にしています。</p> <p>③ 農薬散布は物件を投下する行為となるため、飛行を行う場合には、投下する場所に人や物件が無いことの確認や、当該場所に人が立ち入らないよう監視する必要がありますので、原則、操縦者の他に飛行経路上の周辺を監視する補助者の配置が必要となります。ただし、無人航空機の機能・性能、飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上・水上の人の安全が損なわれる恐れが無いと認められる場合には、柔軟に対応することも可能と考えられることから、指定団体等にご相談ください。</p> <p>なお、無人航空機については、GPS 等の更なる活用など技術進歩が顕著な分野でもあり、政府としても官民協議会を中心に、官民一体となって適宜制度の見直し等を進めておりますので、その場でも引き続き検討していきます。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 29 年 9 月 27 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日

提案事項	食薬区分で医薬品として扱われる成分を含む生鮮食料品の機能性表示食品への届出
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて（昭和 46 年 6 月 1 日薬発第 476 号・改訂平成 28 年 10 月 12 日薬生発 1012 第 1 号）」（別添 2）「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に記載された成分を含むものであっても、生鮮食品とその加工品については、機能性表示が可能なように、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日（消食表第 141 号・改訂平成 28 年 3 月 31 日（消食表第 234 号）第 7 頁）に、但し書きを追加する等、新たな運用の追加を求める。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府 SIP「次世代農林水産物創造技術」は、農業を成長産業に転換することを目的とし、そのひとつに、医薬や工学との連携による健康機能性での差別化や新素材開発などによる農林水産物の高付加価値化を挙げている。成果として、玄米のγ-オリザノールに新たな機能を見出し、病院食に玄米食を取り入れて、機能を確認した。しかし、γ-オリザノールは別添 2 のリストに入っていることから、玄米の高付加価値化の機能を標ぼうすることができず、機能性表示食品の生鮮食品として申請することができない。 また、酒粕の S-アデノシル-L-メチオニンや桑葉のデオキシノジリマイシンについても、機能は確認されているが、γ-オリザノールと同様に別添 2 のリストに入っているため、機能性表示食品として申請することができない。 平成 28 年度規制改革ホットライン「集中受付」にて、厚生労働省に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条等」の新たな運用の追加を求めたところ、『生鮮食料品等の明らかに食品と認識される物や機能性表示食品は、「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に記載されている成分本質（原材料）を含有するものであっても、原則として医薬品医療機器等法の規制対象となりません。 <p>なお、食品における機能性表示については、厚生労働省の所管外です』、『生鮮食料品への機能性表示について、医薬品医療機器等法による規制が行われているものではありません』との回答を得た。 平成 27 年 4 月から生鮮食品を対象とする機能性表示食品制度が開始され、平成 28 年 3 月に特許・実用新案審査基準が改訂され、食品の用途発明が認められた。農林水産物の高付加価値化を推進する三つ目の改革として検討を求める。 </p>
提案主体	日本バイオ産業人会議

	所管省庁：消費者庁、厚生労働省
制度の現状	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）の中では、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号） 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>現行では、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）の中で、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。</p> <p>なお、上記別添 2 のリストに掲げられている成分本質（原材料）であっても、医薬品医療機器等法の規制対象となる医薬品とならないことが明確になる場合に当該成分本質（原材料）を機能性関与成分として機能性表示を行うことについては、当該表示を行う際に事業者において特に留意すべきこと等を検討した上で、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」等を改正し、当該表示を行うことを可能にすることを検討します。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 29 年 9 月 28 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日

提案事項	食薬区分確認申請に関する厚労省による事前相談窓口の設置
具体的内容	<p>食薬区分確認申請者が審査要件や判断基準を掴むことを助けるための相談窓口を厚労省に設置することを検討していただきたい。</p> <p>現在、食薬照会は各企業所在地の都道府県薬務課を通じて申請されることになっているが、審議する厚労省と単なる受付窓口の都道府県薬務課との間に隔たりが生じており、申請者が審査基準を把握しないまま不十分な内容で申請されている例が見受けられる。例えば、ATP について 2016 年 (www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000132416.html)、また N-アセチルシステインについて 2015 年 (www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000087738.html)、いずれも「判断基準」の(1)及び(2)の3.に該当し、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当すると判断することが妥当とされた。」と回答されているが、海外での食品素材としての実績等が如何に審査で考慮されたのか、あるいは同判断基準で記されているところの「保健衛生上の観点」として如何なるものが「薬品として規制する必要性」を判断されたのか等が不明瞭である。</p> <p>食薬区分照会の相談窓口を厚労内に設置することは、健康食品関連産業の発展への期待のみならず、手続きの合理化を通じて医療費抑制の一助を健康食品素材が担うことにもつながると期待され、日本社会にとって価値の高いものとする。食薬照会の意見提出(2016年規制改革ホットライン集中募集)で審議内容の公開を求めたところ、厚労省より前向きな回答を頂戴し、実際に2017年の医薬品の成分本質に関するワーキンググループの議事概要の記載(www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000166777.html)では一部の素材について過去事例よりも詳細な内容を記載いただき、また、専ら医薬品リストからの削除に関して「新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することとしています。」との回答を頂戴したところである。しかしながら、食品として使用可能となるための要件は未だ不明瞭であり、安全で海外流通実績のある素材が日本国内で食品として使用できないという問題は現在も継続しており、食薬照会手続きの一層の合理化/透明化が求められる。</p>
提案主体	一般社団法人 健康食品産業協議会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」において、</p> <p>「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」にも、「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」にも記載されていない成分本質(原材料)を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質(原材料)の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚せい剤様作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県薬務担当課(室)を通じて、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課あて提出し、その判断を求めることができる。」とされています。</p>
該当法令等	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第2条 等</p> <p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」</p>
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>新規成分本質(原材料)が「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)」と「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質」のどちらに該当するか判断する考え方は、「医薬品の範囲に関する基準」の別紙1「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いについて」の「1.「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」の考え方」で示しているところです。</p> <p>事業者等において、この「考え方」について不明な点がある場合など、通知記載内容の解釈の相談は、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課においても相談を受け付けています。</p> <p>しかしながら、個別の品目に関する食薬区分上の判断の事前相談については、業務量の観点から、都道府県において相談を受け付け、不明な場合には都道府県を介して厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課が照会を受け付けることが適当と考えます。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 29 年 9 月 28 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	「専ら医薬品素材」のうち一定要件を満たすものを食品機能性の関与成分として扱うことを可能にする例外規定
具体的内容	<p>以下の要件を満たすものについては特定保健用食品あるいは機能性表示食品の関与成分として使用可能とするよう、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 28 年 4 月 1 日施行、平成 27 年 3 月 30 日、平成 28 年 3 月 31 日一部改正）（以下、「ガイドライン」）等を改訂していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定保健用食品または機能性表示食品として使用可能とするに先立って、医薬品の成分本質に関するワーキンググループにおいて、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて（昭和 46 年 6 月 1 日 薬発第 476 号、各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知）別添 2 ○専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下、「専ら医薬品リスト」）素材中の例外として食品扱いしうることの妥当性を審議する。 2. 医薬品としての効能効果を標榜しない。 3. 特定保健用食品もしくは機能性表示食品としてのみ用いることを可能とし、一般加工食品や「いわゆる健康食品」に用いることを禁止する。 <p>「専ら医薬品リスト」中の素材は機能性表示食品制度において機能性関与成分として用いてはならないとされており、海外等で食品流通実績もある安全な素材が日本国内で食品として使用できないという事態が重大な損失となっている。本来、そのような素材については同通知の「（別添 3）○ 医薬品の効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に掲載されてしかるべきであるが、様々な経緯もあり無条件に食品として解禁することが困難である場合は、特定保健用食品ならびに機能性表示食品の範囲で許可する例外規定を検討いただきたい。機能性表示食品にあつては「ガイドライン」記載の要件に沿って、関与成分の安全性と機能性が確認され、特定保健用食品にあつては、食品としての安全性と機能性を国により審査されている。本提案により、これまで国内で用いることが叶わなかった食品素材についても、国民の医薬品に対する認知の混乱を招くことなく、安全性を確保しながら機能性研究成果を社会実装することが可能になると考えられる。</p>
提案主体	一般社団法人 健康食品産業協議会

	所管省庁：消費者庁、厚生労働省
制度の現状	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）の中では、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号） 機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>現行では、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）の中で、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。</p> <p>なお、上記別添 2 のリストに掲げられている成分本質（原材料）であっても、医薬品医療機器等法の規制対象となる医薬品とならないことが明確になる場合に当該成分本質（原材料）を機能性関与成分として機能性表示を行うことについては、当該表示を行う際に事業者において特に留意すべきこと等を検討した上で、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」等を改正し、当該表示を行うことを可能にすることを検討します。</p>

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	食薬区分照会に関する厚労省による事前相談窓口の設置
具体的内容	<p>食薬区分照会の審査要件を予め明確にすることが実際には困難であると考えられることから、相談窓口を厚労省に設置し、個々の照会で要件を事前に相談できる仕組みを検討いただきたい。</p> <p>現在、食薬照会は各企業所在地の都道府県薬務課を通じて申請されることになっているが、審議する厚労省と単なる受付窓口の都道府県薬務課との間に隔たりが生じており、申請者が審査基準を把握しないまま不十分な内容で申請されている例が見受けられる。例えば ATP について 2016 年 (www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000132416.html)、また N-アセチルシステインについて 2015 年 (www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000087738.html)、いずれも「判断基準」の(1)及び(2)の3.に該当し、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当すると判断することが妥当とされた。」と回答されているが、海外での食品素材としての実績等が如何に審査で考慮されたのか、あるいは同判断基準で記されているところの「保健衛生上の観点」として如何なるものが「薬品として規制する必要性」を判断されたのか等が不明瞭である。</p> <p>食薬区分照会の相談窓口を厚労内に設置することは、手続きの合理化を通じて医療費抑制の一助を健康食品素材が担うことにつながると期待され、日本社会にとって価値の高いものと考えられる。食薬照会の意見提出(2016年規制改革ホットライン集中募集)で審議内容の公開を求めたところ、厚労省より前向きな回答を頂戴し、実際に2017年の医薬品の成分本質に関するワーキンググループの議事概要の記載 (www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000166777.html) では一部の素材について過去事例よりも詳細な内容を記載いただき、また、専ら医薬品リストからの削除に関して「新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することとしています。」との回答を頂戴したところである。しかしながら、食品として使用可能となるための要件は未だ不明瞭であり、安全で海外流通実績のある素材が日本国内で食品として使用できないという問題は現在も継続しており、食薬照会手続きの一層の合理化/透明化が求められる。</p>
提案主体	日本バイオ産業人会議

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」において、</p> <p>「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」にも、「医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質(原材料)リスト」にも記載されていない成分本質(原材料)を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質(原材料)の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚せい剤様作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県薬務担当課(室)を通じて、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課へ提出し、その判断を求めることができる。」とされています。</p>
該当法令等	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第2条 等</p> <p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」(昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知)の別紙「医薬品の範囲に関する基準」</p>
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>新規成分本質(原材料)が「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)」と「医薬品の効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質」のどちらに該当するか判断する考え方は、「医薬品の範囲に関する基準」の別紙1「食薬区分における成分本質(原材料)の取扱いについて」の「1.「専ら医薬品として使用される成分本質(原材料)リスト」の考え方」で示しているところです。</p> <p>事業者等において、この「考え方」について不明な点がある場合など、通知記載内容の解釈の相談は、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課においても相談を受け付けています。</p> <p>しかしながら、個別の品目に関する食薬区分上の判断の事前相談については、業務量の観点から、都道府県において相談を受け付け、不明な場合には都道府県を介して厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課が照会を受け付けることが適当と考えます。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	「専ら医薬品素材」のうち一定要件を満たすものについて機能性関与成分として扱うことを可能にする例外規定
具体的内容	<p>以下の要件を満たすものについては特定保健用食品あるいは機能性表示食品の関与成分として使用可能とするよう、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 28 年 4 月 1 日施行、平成 27 年 3 月 30 日、平成 28 年 3 月 31 日一部改正）（以下、「ガイドライン」）等を改訂していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定保健用食品または機能性表示食品として使用可能とするに先立って、医薬品の成分本質に関するワーキンググループにおいて、「無承認無許可医薬品の指導取締りについて（昭和 46 年 6 月 1 日 薬発第 476 号、各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知）別添 2 ○専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下、「専ら医薬品リスト」）素材中の例外として食品扱いしうることの妥当性を審議する。 2. 医薬品としての効能効果を標榜しない。 3. 特定保健用食品もしくは機能性表示食品としてのみ用いることを可能とし、一般加工食品や「いわゆる健康食品」に用いることを禁止する。 <p>「専ら医薬品リスト」中の素材は機能性表示食品制度において機能性関与成分として用いてはならないとされており、海外等で食品流通実績もある安全な素材が日本国内で食品として使用できないという事態が重大な損失となっている。本来、そのような素材については同通知の「（別添 3）○ 医薬品的効能効果を標榜しない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」に掲載されてしかるべきであるが、様々な経緯もあり無条件に食品として解禁することが困難である場合は、特定保健用食品ならびに機能性表示食品の範囲で許可する例外規定を検討いただきたい。機能性表示食品にあつては「ガイドライン」記載の要件に沿って、関与成分の安全性と機能が確認され、特定保健用食品にあつては、食品としての安全性と機能性を国により審査されている。本提案により、これまで国内で用いることが叶わなかった食品素材についても、国民の医薬品に対する認知の混乱を招くことなく、安全性を確保しながら機能性研究成果を社会実装することが可能になると考えられる。</p>
提案主体	日本バイオ産業人会議

所管省庁：消費者庁、厚生労働省

制度の現状	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）の中では、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>現行では、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）の中で、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。</p> <p>なお、上記別添 2 のリストに掲げられている成分本質（原材料）であっても、医薬品医療機器等法の規制対象となる医薬品とならないことが明確なる場合に当該成分本質（原材料）を機能性関与成分として機能性表示を行うことについては、当該表示を行う際に事業者において特に留意すべきこと等を検討した上で、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」等を改正し、当該表示を行うことを可能にすることを検討します。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 29 年 9 月 30 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日

提案事項	食薬区分照会に関する厚生労働省による事前相談窓口の設置と審査要件の明確化
具体的内容	<p>在日米商工会議所（ACGJ）は食薬区分照会の相談窓口を厚生労働省に設置し、事前相談の中で審査要件を明確にさせていただくよう要望します。</p> <p>現在食薬照会は各企業所在地の都道府県薬務課を通じて申請されていますが、審議する厚生労働省と受付窓口である都道府県薬務課との間に隔たりが生じており、申請者は審査要件を事前に十分に把握していなくても申請してその結果を待たなければなりません。安全で海外流通実績のある素材が日本国内で食品として使用できないという問題は現在も継続しています。相談窓口の厚生労働省内への設置は、医療費審査過程の合理化によって経費削減にも貢献できる可能性があります。健康食品素材は疾病抑制の一助を担うことも期待され、日本社会にとって価値の高いものと考えます。</p> <p>2017年5月16日開催の第17回規制改革推進会議の資料3-2には（一社）国際栄養食品協会の「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」見直し検討要望への厚生労働省の回答として『専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト』等については、新たな安全性に関する知見等により、必要に応じて変更することとしています』とあります。また、2017年2月6日開催の平成28年度第1回医薬品の成分本質に関するワーキンググループ（以下WG）議事概要には一部の素材について過去事例より詳細な内容が記載されました。</p> <p>進展はあるものの、現時点で食品として使用可能となるための要件は各申請企業にとって不明瞭です。例えばATPについては2016年3月16日開催の平成27年度第1回医薬品の成分本質に関するWGの議事概要に、またN-アセチルシステインについては2015年3月6日開催の平成26年度第1回医薬品の成分本質に関するWGの議事概要にあるように、『「判断基準」の（1）及び（2）の3.に該当し、「専ら医薬品として使用される成分本質」に該当すると判断することが妥当とされた』といった審査結果となっています。このような結果にならないためには如何なる情報を揃えるべきなのかを含む明確な指針を業界が把握していれば、各申請者は事前に審査要件を満たすデータを準備したり、データが揃うまで申請を保留する、別の必要情報を加えて申請する等の対応が可能となります。このようなことから、申請者が厚生労働省に直接相談できる窓口の設置を要望します。</p>
提案主体	在日米商工会議所（ACGJ）

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」において、</p> <p>「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」にも、「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」にも記載されていない成分本質（原材料）を含む製品を輸入販売又は製造する事業者は、あらかじめ、当該成分本質（原材料）の学名、使用部位、薬理作用又は生理作用、毒性、麻薬・覚せい剤様作用、国内外での医薬品としての承認前例の有無、食習慣等の資料を都道府県薬務担当課（室）を通じて、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課あて提出し、その判断を求めることができる。」としてあります。</p>
該当法令等	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 第2条 等</p> <p>「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」</p>
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>新規成分本質（原材料）が「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）」と「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質」のどちらに該当するか判断する考え方は、「医薬品の範囲に関する基準」の別紙1「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」の「1.「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」の考え方」で示しているところです。</p> <p>事業者等において、この「考え方」について不明な点がある場合など、通知記載内容の解釈の相談は、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課においても相談を受け付けています。</p> <p>しかしながら、個別の品目に関する食薬区分上の判断の事前相談については、業務量の観点から、都道府県において相談を受け付け、不明な場合には都道府県を介して厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課が照会を受け付けることが適当と考えます。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 29 年 9 月 30 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	「専ら医薬品素材」のうち一定要件を満たすものを機能性関与成分として扱うことを可能にする例外規定の提案
具体的内容	<p>機能性表示食品制度において、機能性関与成分については「無承認無許可医薬品の指導取締りについて（昭和 46 年 6 月 1 日 薬発第 476 号、各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知）別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」（以下、「専ら医薬品リスト」）に含まれるものではないことを確認しなければならないとされています（機能性表示ガイドライン（平成 28 年 4 月 1 日施行）（平成 27 年 3 月 30 日制定、平成 28 年 3 月 31 日一部改正）（以下、「ガイドライン」））。</p> <p>安全で、海外において食品としての流通実績もある素材が「専ら医薬品リスト」掲載の素材であることを理由に日本国内で食品として使用できないという事態は重大な損失であると考えていることから、何らかの事情で無条件に食品として解禁することが困難である場合は、特定保健用食品あるいは機能性表示食品の機能性関与成分に限定して、以下の要件を満たすものについては機能性関与成分として使用可能とするよう「ガイドライン」中に記載していただくよう要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定保健用食品または機能性表示食品として使用可能とするに先立って、医薬品の成分本質に関するワーキンググループにおいて、「専ら医薬品リスト」に含まれる素材の例外として扱うことの妥当性を審議する。 2. 医薬品としての効能効果を標榜しない。 3. 機能性表示食品にあつては「ガイドライン」記載の要件に沿って、安全性と機能性が評価されている。 4. 特定保健用食品にあつては、その審査の過程で食品としての安全性と機能性を審査されている。 5. 特定保健用食品もしくは機能性表示食品としてのみ用いることを可能とし、一般加工食品や「いわゆる健康食品」に用いることを禁止する。 <p>特定保健用食品ならびに機能性表示食品では一定の手続きの下で国または事業者によって安全性と食品機能性が確認された素材だけが関与成分として認められることから、本提案により、これまで日本国内で用いることが叶わなかった食品素材についても、安全性を確保し、国民の医薬品に対する認知の混乱を招くことなく、機能性研究成果を社会実装することが可能になります。</p>
提案主体	在日米商工会議所（ACCJ）

所管省庁：消費者庁、厚生労働省

制度の現状	「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）の中では、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>現行では、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）の中で、「当該食品又は機能性関与成分について「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和 46 年 6 月 1 日付け薬発第 476 号厚生省薬務局長通知）の別紙「医薬品の範囲に関する基準」を参照し、別添 2「専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト」に含まれるものではないことを確認する」と規定されています。</p> <p>なお、上記別添 2 のリストに掲げられている成分本質（原材料）であっても、医薬品医療機器等法の規制対象となる医薬品とならないことが明確になる場合に当該成分本質（原材料）を機能性関与成分として機能性表示を行うことについては、当該表示を行う際に事業者において特に留意すべきこと等を検討した上で、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」等を改正し、当該表示を行うことを可能にすることを検討します。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

保育・雇用ワーキング・グループ関連

受付日：平成 29 年 10 月 19 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 14 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日

提案事項	外国人就労に際しての就労ビザの職種拡大
具体的内容	<p>(1) 要望の具体的内容 将来の橋渡し役を担う人材を育成するための就労ビザの新設、又は「国際業務」のビザ取得要件の緩和を検討いただきたい。</p> <p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等） 現行制度では、ビザ取得要件のうち「技術・人文知識・国際業務」の中から、通訳等の一部職種での採用に限られている。 現在、地域金融機関では、取引先企業の海外進出支援やインバウンド支援に積極的に取り組んでいる。外国人留学生の中には、日本と母国の橋渡しを志向する学生も相応にいますが、外国人留学生を雇用しようとした場合、通訳等に職種が限定されてしまい、多くの人材を雇用することが難しい。 法人向け営業職等で、日本の中小企業や商慣習等を現場で学び、将来の橋渡し役を担う人材を育成するための就労ビザの新設、又は「国際業務」のビザ取得要件の緩和を検討いただきたい。</p> <p>(3) 制度の現状 就労ビザは 17 種類に限定されている。 ①外交、②公用、③教授、④芸術、⑤宗教、⑥報道、⑦高度専門職、⑧経営・管理、⑨法律・会計業務、⑩医療、⑪研究、⑫教育、⑬技術・人文知識・国際業務、⑭企業内転勤、⑮興行、⑯技能、⑰技能実習</p>
提案主体	(一社) 第二地方銀行協会

所管省庁：法務省

制度の現状	<p>いわゆる法人向け営業職採用であるかに限らず、現在行おうとする活動が、「技術・人文知識・国際業務」に該当するものであるか否かは、在留期間中の活動を全体として捉えて判断することとなります。当該在留資格に該当すると認められるためには、従事する業務が自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務であることが必要であり、また、以下の(1)又は(2)の要件、かつ(3)の要件を満たす必要があります。</p> <p>(1) 申請人が「自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務」に従事しようとする場合は、従事する業務について次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。</p> <p>① 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。</p> <p>② 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。 ※ただし、「専門士」又は「高度専門士」の称号が付与された者に限られます。</p> <p>③ 10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。)を有すること。</p> <p>(2) 申請人が「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。</p> <p>① 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。</p> <p>② 従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること。</p>
該当法令等	出入国管理及び難民認定法
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>在留資格「技術・人文知識・国際業務」の概要は、「制度の現状」欄のとおりであり、職種は通訳等に限定されているものではありません。</p> <p>御指摘の「法人向け営業職」についても、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的知識を必要とする活動である場合は、現行の在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当します。</p> <p>なお、現在の企業においては、必ずしも大学において専攻した技術又は知識に限られていない広範な分野の知識を必要とする業務に従事する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の判断に当たっては、大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性について、従来から柔軟に取り扱っています。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 29 年 9 月 25 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日

提案事項	債権譲渡担保、もしくは債権譲渡（流動化）による資金調達の促進に向けた規制改革（債権法改正関連）
具体的内容	<p>【制度の現状（現行規制の概要等）】</p> <p>改正民法では、債権譲渡禁止（制限）特約が付されても債権譲渡自体は有効とされたが、譲渡禁止（制限）特約付債権の譲渡が当事者間の契約違反と評価されて契約が解除・更新見送りされるおそれが残っているほか、譲渡担保権者、譲受人もしくはアレンジャーたる金融機関としても契約違反の惹起についてのコンプライアンス上の懸念がある。</p> <p>このままでは、債権譲渡による資金調達の活性化（とりわけ中小企業の資金調達の可能性拡充）を目指した法改正の趣旨が没却されかねない。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>金融機関の監督指針の改訂などにより、譲渡禁止（制限）特約が付された債権について譲渡担保の設定を受けること、債権を譲り受けること、もしくはそれらをアレンジすることが金融機関にとってコンプライアンス上の問題とならないことを明らかにしていただきたい。また、譲渡禁止（制限）特約付債権の担保評価を高めることを可能とするため、金融検査マニュアルの改訂などにより、特約が付いていることだけで一般担保としての評価ができなくならないようにしていただきたい。</p> <p>譲渡禁止（制限）特約が付された債権譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならない旨の告知・指導による合理的な商慣習の形成、各業界（建設業界や小売業界など）における B to B 取引の標準契約書・約款の改定促進、中小企業の資金調達保護政策上の対策（優越的地位の濫用に関するガイドラインや下請法の改正などを含む）などにより、譲渡禁止（制限）特約が付された債権を譲渡することに関する懸念を解消していただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>債権を担保とした中小企業等の資金調達促進のため、上記を明確化すべく、要望するもの。</p>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：公正取引委員会、金融庁、法務省、経済産業省、国土交通省
制度の現状	<p>【公正取引委員会】</p> <p>公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定しています。</p> <p>また、下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として制定されています。</p> <p>【金融庁】</p> <p>現行の民法において、譲渡禁止（制限）特約付の債権について譲渡を行った場合、原則として、債権譲渡の効力は無効とされています（民法第 466 条第 2 項）。他方で、2020 年中に施行予定の改正民法においては、譲渡禁止（制限）特約付の債権譲渡が有効とされていますが（改正民法第 466 条第 2 項）、債務者は、当該特約につき悪意・重過失の譲受人に対して履行を拒絶し、譲渡人に対して有効に弁済することができる旨が規定されています（同条第 3 項）。</p> <p>なお、金融庁の現行の「金融検査マニュアル」においては、「債権担保は、確実な回収のために、適切な債権管理が確保されているもの」が自己査定における一般担保に該当すると規定されています（自己査定（別表 1） 1.（4）②）。</p> <p>また、現行の「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）別編《ABL 編》」においては、現行の民法の規定を前提として、売掛金を担保とするに当たっての前提条件として、「譲渡禁止特約が付されていないこと」が規定されています（1.（3）⑳）。</p> <p>【法務省】</p> <p>民法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 44 号）による改正後の民法においては、譲渡制限特約が付された債権の譲渡を有効としています。併せて、債務者は基本的に譲渡人（元の債権者）に対する弁済等をすれば免責されるとするなど、弁済の相手方を固定することへの債務者の期待は必要な限度で保護されています。そのため、譲渡制限特約が弁済の相手方を固定する目的でされたときは、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないとみることができ、そもそも契約違反（債務不履行）にならないといえます。また、債務者にとって譲渡がされても特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用等にも当たり得ます。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定に基づく振興基準第 8.7), (1)においては、下請事業者にとって、債権譲渡禁止特約は金融機関への担保提供や債権譲渡による資金調達の妨げとなることから、下請事業者の円滑な資金調達を推進するため、親事業者は、下請事業者との間での契約締結の際に譲渡禁止特約を締結する場合であっても、金融機関等に対しては、譲渡又は担保提供を禁じない内容とするよう努めるものとされています。</p> <p>同(2)では、親事業者は、下請事業者から、売掛債権等の譲渡又は担保提供のために、基本契約等において</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

	<p>締結された債権譲渡禁止特約の解除の申出があった場合には、申出を十分尊重して対応するとともに、不当に不利な取扱いをしてはならないものとされています。</p> <p>同(3)では、親事業者は、禁止特約を解除していない場合であっても、下請事業者からの要請に応じ、債権の譲渡の承諾に適切に努めるものとされています。</p> <p>【国土交通省】 標準請負契約約款は、請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告するものです。</p> <p>現在、公共工事標準請負契約約款、民間建設工事標準請負契約約款（甲）及び（乙）並びに建設工事標準下請契約約款の4つが作成されており、これに加え、各民間団体においても工事請負契約に係る約款が作成され、活用されています。</p>
該当法令等	<p>【公正取引委員会】独占禁止法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）、下請法</p> <p>【金融庁】民法466条、金融検査マニュアル218頁・「自己査定（別表1）1. 債権の分類方法（4）担保による調整② 一般担保」、金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）別編《ABL編》など</p> <p>【法務省】民法第466条</p> <p>【経済産業省】下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準 第8、7）、（1）、（2）及び（3）</p> <p>【国土交通省】建設業法第34条第2項</p>
対応の分類	<p>【公正取引委員会】対応不可</p> <p>【金融庁】現行制度下で対応可能</p> <p>【法務省】その他</p> <p>【経済産業省】現行制度下で対応可能</p> <p>【国土交通省】その他</p>
対応の概要	<p>【公正取引委員会】 優越的地位の濫用行為は、公正な競争を阻害するおそれがあることから独占禁止法により規制されています。どのような場合に公正な競争を阻害するおそれがあると認められるのかについては、問題となる不当な不利益の程度、行為の広がり等を考慮して、個別の事案ごとに判断することになります。御提案において、どのような不当な不利益が発生するかなど説明されておらず、そのような不利益があるとは認識していないので「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を改正することは不可です。</p> <p>また、下請法についても、同様に考えており、対応不可です。</p> <p>【金融庁】 要望内容のうち、コンプライアンス上の懸念については、改正民法の解釈の明確化やその周知、整理がなされたうえで、適切に商慣習が形成されることが重要であり、民法上の商慣習に関して、金融庁の監督指針において措置を講じることは困難であると考えます。</p> <p>また、担保評価は実質的な経済価値に基づくべきものであって、形式的に判断するものではなく、総合的に判断すべきものと考えています。なお、譲渡禁止（制限）特約付債権担保に関する記述に限らず、検査マニュアル全般について形式ではなく実質を見て判断するという観点を明確化するため、金融検査マニュアルの抜本的な見直しを検討しています。</p> <p>【法務省】 改正法の下で、譲渡制限特約が付された債権を譲渡したとしても、債権譲渡は必ずしも特約の趣旨に反しないとみることができ、そもそも契約違反（債務不履行）にならないと言い得ることや、債務者にとって特段の不利益はないため、債務者において契約の解除を行うことは極めて合理性に乏しく、権利濫用に当たり得ることなど、改正後の民法の規定の趣旨や解釈については、改正法の施行までの間、引き続き、幅広く周知を行っていきます。</p> <p>【経済産業省】 中小企業庁では、中小企業の資金調達円滑化において、債権譲渡禁止特約の存在が課題であると認識しており、平成28年12月、下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準を左記のとおり改正し、中小企業が金融機関に対し、売掛債権を譲渡・担保提供することが親事業者に認められるよう促進しています。また、(3)において、譲渡禁止（制限）特約が付された債権の譲渡についても承諾に努めるよう規定しています。なお、制度の改正から1年経っていないことから、当分の間は、これら現行制度の周知・徹底にて、譲渡禁止（制限）特約が付された債権の譲渡が契約の解除事由や更新見送り事由とならないような合理的な商慣習が形成されるよう努めます。</p> <p>【国土交通省】 標準請負契約約款については、中央建設業審議会が公正な立場から審議を行った上で作成するものであり、ご提案のあった債権譲渡を含め今般の改正民法を踏まえた対応については、今後中央建設業審議会において必要な検討が行われることとなります。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 29 年 9 月 29 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日

提案事項	電波法の規制緩和
具体的内容	<p>適合表示無線設備でない海外製デバイスについて、電波法第 4 条第 2 項で定めている利用可能期間（入国の日から 90 日）の期間延長、もしくは、日本における実証実験時のみ条件付での利用を認めるなどの規制緩和を要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ グローバル目線で革新的科学技術を活用した新サービスを世界に先駆けて開発し、提供するにあたり、海外スタートアップ企業との協業や、適合表示無線設備でない海外製デバイスの調査・研究・実証実験は不可欠である。 ・ デバイスの性能評価やサービス開発・提供価値判断までの一連のプロセスを 90 日以内に完結させることは現実的に厳しく、この期間を延長する、もしくは、実証実験を目的とした利用については規制を条件付きで緩和することで、海外の先進的な技術を積極的に取り込むことができ、新しい価値やサービスをスピード感をもってお客さまに提供することが実現可能となる。 ・ 例えば、先進的な海外デバイスを活用した事故防止サービスの提供により、「事故の無い社会」の実現を支援することができるようになることから要望する。
提案主体	一般社団法人日本損害保険協会

	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>電波法第 4 条第 2 項で定める「本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備」については、具体的には観光旅行者の持ち込む Wi-Fi 端末等を、その旅行期間中に限り旅行者本人が利用可能とするための制度であり、本提案のように新サービスの導入のための制度とはなっておりません。</p> <p>なお、電波法では、適合表示無線設備でない無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、試験・研究に当該設備を用いることができます。また、総務大臣が公示する周波数、地域、期間、空中線電力の範囲で開設する等の一定の基準を満たせば、審査が簡素化され、申請から免許までの処理期間を大幅に短縮できる特定実験試験局制度を活用することも可能です。</p>
該当法令等	電波法第 4 条、第 5 条、第 58 条、電波法施行規則第 4 条、第 7 条
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>「実験試験局」については、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 4 条において、以下のとおり無線局の種別として定義し、無線局免許の対象としています。</p> <p>第 4 条 二十二 実験試験局 科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないもの（放送をするものを除く。）をいう。</p> <p>「特定実験試験局」については、電波法施行規則第 7 条の免許等の有効期間の規定において以下のとおり定義し、無線局免許の対象としております。</p> <p>第 7 条 五 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。）当該周波数の使用が可能な期間。</p> <p>これらの規定により、適合表示無線設備でない無線設備であっても、国内に持ち込み、調査・研究・実証実験を行うことが可能となっております。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 29 年 10 月 26 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 14 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日

提案事項	電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合した無線設備の非商業用途（調査・試験・研究等）の利用
具体的内容	<p>（提案）</p> <p>電波法に定める技術基準に相当する技術基準に準拠した Wi-Fi, Bluetoothe 及び Zigbee などを利用した無線設備について、調査・試験・研究等の非商業用途に限り、技術基準適合証明を取得せずとも海外から持ち込み、利用することが許可されるよう要望します。</p> <p>（理由）</p> <ol style="list-style-type: none"> IoT 無線設備や AI 技術を搭載した無線設備を巡るグローバルな開発競争は目まぐるしく、これら無線設備の実用化に当たっては、複数の国・地域にて、多数の者が試験に関わることによって短期間のうちに検証・実証を重ね、商品化されるという特徴があります。日本においては、電波法では、電波の利用における混信等を防止するために、無線設備は電波法第三章に定める技術基準に適合する必要があります。現状では、海外製の無線設備については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合した場合であっても、技術基準適合証明等を取得するまでは例外なく調査・試験・研究を行うことができず、結果として、日本において迅速な検証・実証を行うことの妨げともなっており、製品開発やサービス展開の遅れにもつながりうる状況となっています。 技術基準適合証明等未取得の無線設備であっても、国内に持ち込み、個別に実験試験局の免許を取得することにより、調査・試験・研究に当該設備を用いることは法令上可能ではありますが、昨今の IoT や AI に対応した無線設備の場合には、日本を含む複数の国・地域において、短期間に集中的に多数の調査・試験・研究を行った上で製品化する必要があり、個別に実験試験局の免許を取得することは必ずしも現実的ではありません。また、電波暗室等の試験設備の外部での電界強度の測定値が微弱無線局の許容値以下となる場合には、同設備の内部において調査・試験・研究等を行うことは制度上は可能ですが、実際に調査・試験・研究をしたい環境と異なるケースも多く、その点で常に電波暗室等を利用することが現実的とは限りません。 「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 26 号）」において、訪日観光客等が日本国内に持ちこむ Wi-Fi 端末や Bluetooth 端末については、電波法で定める技術基準に相当する技術基準に適合する等の条件を満たす場合には、日本国内での利用が入国から 90 日以内に限り可能となりました。平成 28 年 5 月 21 日から施行されていますが、これまで混信等の社会的問題は発生していないと承知しています。Wi-Fi, Bluetooth 及び Zigbee などを利用する無線設備の非商業用途での利用に伴うリスクは、その規模からして、年間 2,000 万人を超える訪日観光客等による無線設備の利用に伴うリスクよりも明らかに低いか少なくとも同等以下であると考えられます。 なお、米国の場合には、販売や市場投入のためではなく、製品開発や市場適合性を見極めるための試験や評価のためであれば、4,000 台を上限に機器を輸入することが可能になっており、円滑な試験や評価の実施に役立っている。 さらに、未だ日本を含むグローバルで調査・試験・研究段階の無線設備については、仮に、調査・試験・研究の段階で技術基準適合証明を取得した場合には、一定の情報が開示されることで、無用の憶測を生み、かつ株価に影響するなど商業上の懸念も現に生じています。このことから、上述の要望をする次第です。
提案主体	在日米国商工会議所（ACCJ）

	所管省庁：総務省
制度の現状	<p>電波法第 4 条第 2 項で定める「本邦に入国する者が、自ら持ち込む無線設備」については、ご承知のとおり、観光旅行者の持ち込む Wi-Fi 端末等を、その旅行期間中に限り旅行者本人が利用可能とするための制度であり、本提案のように試験や評価のための制度とはなっていません。</p> <p>なお、実験試験局については、総務大臣が公示する周波数、地域、期間、空中線電力の範囲で開設する等の一定の基準を満たせば、審査が簡素化され、申請から免許までの処理期間を大幅に短縮できる特定実験試験局制度を活用することも可能です。</p> <p>登録証明機関等において技術基準適合証明等を取得した場合、その情報は登録証明機関等から総務省に定期的（2 回/月）に報告され、総務省はその内容を電波利用 HP 上に公示することとなっています。</p>
該当法令等	電波法第 4 条、第 5 条、第 58 条、電波法施行規則第 4 条、第 7 条 5 について 電波法第 38 条の 6、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則第 6
対応の分類	現行制度下で対応可能

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>「実験試験局」については、電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 4 条において、以下のとおり無線局の種別として定義し、無線局免許の対象としています。</p> <p>第 4 条 二十二 実験試験局 科学若しくは技術の発達のための実験、電波の利用の効率性に関する試験又は電波の利用の需要に関する調査を行うために開設する無線局であつて、実用に供しないもの（放送をするものを除く。）をいう。</p> <p>「特定実験試験局」については、電波法施行規則第 7 条の免許等の有効期間の規定において以下のとおり定義し、無線局免許の対象としております。</p> <p>第 7 条 五 特定実験試験局（総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験試験局をいう。以下同じ。） 当該周波数の使用が可能な期間。</p> <p>これらの規定により、適合表示無線設備でない無線設備であっても、国内に持ち込み、調査・研究・実証実験を行うことが可能となっております。</p> <p>また、現状では、登録証明機関等からの報告において、公示の希望時期に関する要望があった場合には、当該要望を踏まえ対応していますが、法令上、報告後いつ公示するか明確な規定がなく、この明文化を図るため、平成 30 年 4 月 1 日から報告様式に「公示を希望する日」を追加する省令改正を既に実施しています（平成 29 年 7 月 5 日改正）。そのため当該省令が施行される平成 30 年 4 月 1 日以降は新制度により、公示の希望時期に関する要望に対応することとなります。</p> <p>（いずれにしても、技術基準適合証明等を受けた無線設備が市場に流通する前であれば、公示を控えることは可能です。詳細はご相談ください。）</p>
-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

本会議関連

番号：1

受付日：平成 29 年 9 月 25 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日

提案事項	入札制度について
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで（書類の綴じ方、使用ファイルの色、等）指定する地方自治体もある。 また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。この点が「競争入札参加資格申請」の事務手続きを煩雑化している大きな要因となっている。 2016 年度の提言に対して、「地方自治法および同法施行法による規制はない。」との回答が示されているが、手続きを簡素化・統一化することにより、「地方自治体」及び「民間事業者」双方の事務効率化の促進に繋がる。
提案主体	公益社団法人リース事業協会

	所管省庁：総務省
制度の現状	競争入札参加資格審査申請の手続きについては、地方自治法や地方自治法施行令で規定しているものではなく、各地方公共団体が必要に応じ適宜定めているものです。
該当法令等	—
対応の分類	事実誤認
対応の概要	<p>競争入札参加資格審査申請における申請書類及び添付書類について、地方自治法及び同法施行令による規制はありません。</p> <p>また、競争入札参加資格は、入札による契約の適正な執行のために、各地方公共団体において必要があるときは、契約の種類や金額に応じ、入札参加者の実績や経営の状況等について、参加資格の要件を自主的な判断に基づいて設けることができるものです。</p> <p>したがって、いかなる要件を参加資格とするかは各地方公共団体によって異なるものであり、その要件に応じた申請書類や添付書類が求められることから、国としてルール化することはなじまないものと考えます。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 29 年 9 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 7 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	『「医療機関債」発行等のガイドライン』の見直し・医療法による整備
具体的内容	<p>【制度の現状（現行規制の概要等）】</p> <p>医療経営の安定性を高める方策の一つとして資金調達手段多様化を図るため、直接金融の手法として医療機関債の発行を円滑化する観点でガイドラインが制定されたものの、活用機会が極めて少ない。民法上の消費貸借として行う金銭を借り入れたことを証する証拠証券と定義され、有価証券である社債と法的性格が異なる。法的根拠がなく、ガイドライン上でも資金使途が資産取得に限定される等、制限が多いことから、発行者及び金融機関の障壁となっている。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>「社会医療法人債」のように医療法の改正を行い、一般事業法人同様の社債発行を可能とする。ガイドライン上の制限緩和（資金使途・利率・勧誘方法等）</p> <p>① 発行時の柔軟な条件設定を可能とするため、借換や運転資金も含めた調達を認めること（資金使途に制限を設けないこと）や利率について標準利率の規定を設けないこと（競争原理に基づき自由に設定できること）</p> <p>② 発行前の勧誘を行う1ヶ月前までに届出が必要な事務（発行要項・発行説明書・事業計画書及び調達方法の説明書等の作成）について、投資家が適格機関投資家の場合は除外すること など</p> <p>【要望理由】</p> <p>社会医療法人については有価証券としての「社会医療法人債」が整備済。しかし社会医療法人は 281 法人（平成 29 年 4 月 1 日現在）しか存在せず発行実績はごく僅か。一方、医療法人全体では 51,958 法人（平成 28 年 3 月 31 日現在）存在するにも関わらず、現段階で医療機関債による調達が普及しているとは言い難い。⇒平成 25 年 3 月 8 日厚生労働省公表によると調査時点で 18 法人が 41 件発行に留まる。一般事業法人において、振替債制度の活用で一定の財務水準（金融機関の適債基準充足）を対外的に公示できる信用力 PR ニーズは底堅く、例えば「銀行保証付私募債」を中心とした私募債マーケットは拡大中（2016 年度発行件数 11,841 件、前年度比 33%増：ほふり銘柄公示情報（一般債）より抽出）。医療法人についても、今後、中長期的に病床再編、老朽化した病院建替等といった多額で長期の資金ニーズが見込まれる中、法的整備、制限緩和がされれば、ガイドラインの目的とする直接金融の手法として社債の活用が期待されるもの。</p>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>医療機関債については、平成 15 年の「これからの医業経営の在り方に関する検討会」において、「医業経営の安定性を高める方策の一つとして、資金調達手段の多様化を図るため、直接金融の手法としての医療機関債の発行を円滑化するとともに、自己責任の下での適正な発行を可能とする観点から、医療機関債発行のためのルール等を明確化するガイドライン等の制定が必要である」との提言がなされたことを受け、医療機関を開設する医療法人が債券を発行するに当たり遵守すべきルール及び留意点を明らかにした、「医療機関債」発行等のガイドラインを平成 16 年に策定して、制度化したものである。</p> <p>その後、一部の医療法人が医療機関債の発行に当たり、強引な勧誘や虚偽の説明等の不当な勧誘行為等を行っていたとして、平成 24 年 9 月に内閣府消費者委員会より「医療機関債に関する消費者問題についての提言」が行われ、届出制による行政での実態把握や消費者保護規定等の追加を求められたため、平成 25 年 8 月に「医療機関債」発行等のガイドラインの改正を行い、発行要項等の情報開示の充実や、勧誘 1ヶ月前の都道府県への届出制を措置したところである。</p>
該当法令等	「医療機関債」発行等のガイドラインについて（平成 16 年 10 月 25 日付厚生労働省医政局長通知）
対応の分類	① 対応不可 ② 検討を予定

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>ご要望内容のうち、医療法改正により一般事業法人同様の社債発行を可能とすることについては、医療法人は非営利性を原則としているところ、医療法人が投資対象となって資金を収集することは、非営利性を損なうおそれがあるため、適切でないと考えております。</p> <p>なお、社会医療法人は、公益性の高い医療サービスを安定的・継続的に提供できるよう、例外的に収益業務が認められている法人であり、社会医療法人債についても、その財務基盤を強化するために、住民にとって必要性の高い救急医療等確保事業に用途を限定した上で例外的に認められた制度です。</p> <p>ご要望内容のうち①資金用途の撤廃や標準利率の撤廃については、左記検討会での議論にもあるとおり、「債権保全の観点から運転資金としての調達禁止と募集時の調達資金の使用目的の明確化」が必要と考えており、また、非営利を原則とする医療法人に対して高利設定を可能とすることは適当でないことから、これらの撤廃は適切でないと考えております。</p> <p>発行前の事前届出制についても、医療法人と投資家（消費者）の双方を保護する観点から監督庁の関与が必要であると考えられるため、その撤廃は適切でないと考えております。ただし、専門的知識を有する適格機関投資家が引き受ける場合の手続きについて、左記の消費者委員会の提言の趣旨を損なわない範囲で、何らかの簡素化を検討することは可能と考えております。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 29 年 9 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 7 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	ファイナンス・リース契約における中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について
具体的内容	<p>【具体的内容】 医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ファイナンス・リース取引は、ユーザー（使用者）とサプライヤーとの間で導入する設備を選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。 ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件（医療機器）は、ユーザー（医療機関等）が、法令等を遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用し、また、ユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーをもってリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行い、リース物件が毀損したときはユーザーに修復責任があることから、リース期間が終了したリース物件は、ユーザーにより上記状態が担保されている。 ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。 これらの理由により、ファイナンス・リース取引の終了時の所有権の移転にのみ着目してリース会社に対し、製造販売業者宛の事前通知義務を課すことは極めて不合理であり、ユーザーに対して医療機器を現状有姿で譲渡する場合の通知義務を撤廃すべきである。 また、ユーザーの施設に医療機器が設置され、その使用状態等はユーザーが最も熟知していることから、例えば、ユーザーがリース会社に代位して、製造販売業者等への通知を行うことについて、法令上、容認されると理解できるが、これが容認されない場合は、この取り扱いを認めること。
提案主体	公益社団法人リース事業協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「施行規則」という。）第 170 条においては、高度管理医療機器等の販売業者等が使用された医療機器を他に販売し、授与し、又は貸与しようとするときは、あらかじめ当該医療機器の製造販売業者に通知をしなければならないこととなっています。また、施行規則第 178 条第 2 項及び第 3 項においても、特定管理医療機器、特定管理医療機器以外の管理医療機器又は一般医療機器の販売業者等についても施行規則第 170 条の規定を準用しています。
該当法令等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第 170 条、第 178 条第 2 項、第 3 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>医療機器の貸与業者が、貸与した医療機器を貸与先にそのまま売却・譲渡する場合であっても、所有権が移転し、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）に基づく販売にあたります。</p> <p>使用された医療機器を販売、貸与等する際には、これまでの使用実績、製品の状態及び使用環境等を的確に把握し、その品質、有効性及び安全性が確保されているか確認する必要があります。</p> <p>このため、施行規則第 170 条において、業として販売、貸与等を行う販売、貸与業者が製造販売業者に事前に通知を行うこととしており、ユーザーが代位して通知することは認められません。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 29 年 9 月 27 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 7 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項 具体的内容	<p>食品添加物における「審査済み高度精製添加物との同等性を示すための届出書」制度の飼料添加物への横展開</p> <p>【提案内容】 高度精製食品添加物で実施されている「審査済み高度精製添加物との同等性を示すための届出書」制度を、高度精製飼料添加物に横展開することにより、数ヶ月から1年にもおよぶ現行審査時間を短縮し、商業化のリードタイムの大幅短縮を可能にしていきたい。</p> <p>【提案理由】 組換え DNA 技術によって得られた生物を利用して製造された添加物であり、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性なものには、厚生労働省が所管する高度精製食品添加物と、農林水産省が所管する高度精製飼料添加物の二種類がある。高度精製食品添加物では、食品安全委員会により安全性が確認されたもの（審査済み高度精製食品添加物）は遺伝子組換え添加物に該当しないものとみなして、安全性審査を不要とすることとされている。また、審査済み高度精製食品添加物との同等性を示す旨の届出書が厚生労働大臣に提出されたものについても、審査済み高度精製食品添加物と同様に遺伝子組換え添加物に該当しないものとみなすこととされている（平成 29 年厚生労働省告示第 194 号）。この制度は、審査期間の大幅短縮を可能とし、商業化リードタイムの短縮と事業者の資金回収時期の早期化に大きく貢献している。この食品添加物で既に採用されている制度を飼料添加物にも横展開し、高度精製飼料添加物についても、同様の届出書が農林水産大臣に提出されたものは、農業資材審議会の評価基準に基づいて安全性が確認された審査済み高度精製飼料添加物と同様に、遺伝子組換え添加物に該当しないものとみなし、安全性審査を不要とすることとしていきたい。</p> <p>前述の二種類の高度精製添加物は、どちらも高度に精製された非タンパク質性アミノ酸等を対象としているため、届出書への記入項目はほぼ同じものが使える。また、データの取得方法や安全基準値などは、審議会などでその妥当性が確認された審査済み高度精製添加物を使用することになるため、新たに審議会などでの検討が必要とされる事案が発生する余地はほとんど無く、審査済み高度精製飼料添加物と同等の安全性を持つか否かは、届出書に記載された情報からほぼ機械的に判断できる。従って、改めて農業資材審議会や食品安全委員会を開いて安全性審査を行う必要は無く、高度精製飼料添加物についても高度精製食品添加物と同様の制度が横展開できるものと考えられる。</p>
提案主体	日本バイオ産業人会議

制度の現状	<p>所管省庁：内閣府、厚生労働省、農林水産省</p> <p>組換え DNA 技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物（以下「組換え DNA 技術応用飼料添加物」という。）については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年 7 月 24 日農林省令第 35 号。以下「省令」という。）別表第 2 の 2 の規定に基づき、その安全性について農林水産大臣の確認を受けたものでなければなりません。この確認にあたって農林水産大臣は、農業資材審議会及び食品安全委員会の意見を聴くこととされています。</p> <p>組換え DNA 技術応用飼料添加物のうち、省令別表第 2 の 2 のただし書きの基準に基づき、最終産物が高度に精製され安全性の確保に支障が無いことが農業資材審議会及び食品安全委員会によって確認されたアミノ酸及びビタミン（以下「高度精製飼料添加物」という。）については、農林水産大臣の確認は不要とされています。</p> <p>また組換え DNA 技術応用飼料添加物について、当該飼料添加物が食品安全委員会において最終産物が高度に精製され、安全性が確認された食品添加物（以下「高度精製食品添加物」という。）として既に評価を受けている場合は、飼料添加物としての食品安全委員会での改めての確認は要さないこととし、農業資材審議会での確認のみをもって省令別表第 2 の 2 のただし書きの基準を満たしたものであるものとして農林水産大臣の安全性確認は不要としています。</p>
該当法令等	<p>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 2 の 2、 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続（平成 14 年 11 月 26 日 農林水産省告示第 1780 号）第 3 条第 2 項、 組換え DNA 技術により得られた生物を利用して製造する飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（平成 27 年 11 月 26 日農林水産省告示第 2565 号）、 食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 14 号、 食品安全委員会令（平成 15 年 6 月 20 日政令第 273 号）第 1 条、 食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年 6 月 23 日内閣府令第 66 号）</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の分類	検討に着手
対応の概要	組換え DNA により得られた生物を利用して製造された飼料添加物のうち最終産物が高度に精製され、その安全性の確保に支障がないことを農業資材審議会及び食品安全委員会において確認された飼料添加物について、これと同等とみなされる飼料添加物の確認要件を緩和することに関しては、これらの同等性を担保する要件を検討した上で制度の導入について「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年 4 月 11 日法律第 35 号）」第 3 条第 2 項及び「食品安全委員会令第 1 条第 1 項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成 15 年 6 月 23 日内閣府令第 66 号）」に基づき、それぞれ農業資材審議会及び食品安全委員会に諮問することとしています。

区分（案）	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 29 年 9 月 28 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日

提案事項	医療保険制度において減額査定された場合の一部負担金（自己負担金）の過払い額の返還方法の改善
具体的内容	<p>保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」）から療養の給付を受け、窓口で一部負担金を支払った後に、当該療養の給付に係るレセプトが審査支払機関又は保険者によって減額査定された場合、一部負担金に過払いが生じる。その際、厚生省の通知によれば、「一部負担金等の額の減額の大きいケースについては、医療費の額の通知にその額を付記すること」とされており、「一部負担金等の額の減額の大きいケースは、「保険者協議会において、さしあたり、査定額に係る自己負担相当額が1万円以上のものでされている」。</p> <p>被保険者はこの減額査定通知をもって一部負担金に過払いが生じていることを知り、保険医療機関等と自ら交渉してその返還を求めることとなる。しかし、保険者が減額査定通知を実施していない場合もある（実施状況は健康保険組合で50%（H19年度））。また、減額査定通知においては、「疾病名並びに疾病名の特定化につながる薬剤名及び診療科名等を通知しないこと」及び「レセプトの写を添付して通知しないこと」が求められていることもあり、医療知識の差も相俟って、保険医療機関等との交渉には多大な手間・時間を要する。このため、被保険者は、保険医療機関等との交渉を断念する場合もある。</p> <p>これは、返還請求のハードルを上げることにより、保険医療機関等が適切でない（過剰な）療養の給付を行ったことによる一部負担金の過払い分（いわば不当利得）を、保険医療機関等が保持し続けることを実質的に許容していると言える。こうした運用は、被保険者の財産権保護の観点からもとより、保険医療機関等における過剰診療・処方につながるものであり、医療費適正化の観点からも是正すべきである。</p> <p>よって、被保険者の負担を軽減し、保険医療機関等の不当利得を確実に返還させるために、以下の方法をとることとしてはどうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 療養の給付に係るレセプトが減額査定された場合、保険者が保険医療機関等に支払う当該療養の給付に関する費用から、一部負担金の過払い金額を控除（保険医療機関等の被保険者に対する債務の買取り） 被保険者が保険者に納付する保険料から、一部負担金の過払い金額を控除（被保険者の保険者に対する債務と、保険者の被保険者に対する債務との相殺） <p>なお、この方法は、保険者が間に立つことで保険医療機関等と被保険者とのトラブルを避けることにもつながり、保険者機能強化にも資する。</p>
提案主体	個人

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	○ 審査支払機関の診療報酬の審査により医療費の額に減額があった場合には、被保険者等の一部負担金等に過払いが生じることから、保険者の事務量等を勘案しつつ、一部負担金等の額の減額の大きいケースについては、医療費の額の通知にその額を付記することとしております。
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> 減額等となった一部負担金等の額の医療費通知への付記について（平成 22 年 5 月 21 日）（保保発 0521 第 4 号、保国発 0521 第 1 号） 後期高齢者医療制度における医療費減額査定に伴う被保険者通知の実施の強化について（依頼）（平成 21 年 12 月 28 日付け事務連絡）
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>○ ご提案いただいた内容は、被保険者が医療機関等に対して有する債権を、当該被保険者の属する保険者が当該被保険者に代わって行使するものであり、保険者の責任において医療機関等からの過払い金の返還に係る事務を行うこととするものであると考えます。</p> <p>○ 当該事務については、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定がないため、ご提案を実現するにあたっては、保険者に当該事務を行わせることを義務とすること、保険者が医療機関等に支払うべき額から一部負担金の過払い額を控除すること、当該過払い額を保険料から控除すること等が可能かどうかという点などについて、慎重に検討する必要があると考えます。</p> <p>○ また、運用面においても、保険者は、被保険者が医療機関等へ支払った額及び返還額等を確認することや、被保険者の保険料から減額査定分の額を控除した額を徴収することとなり、事務負担の増加等の課題があることから、保険者等の意見を踏まえつつ、慎重な検討が必要であると考えます。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 29 年 9 月 29 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日

提案事項	機能性表示食品の機能性関与成分の対象となり得る構成成分等に関する記載の追加
具体的内容	<p><提案内容></p> <p>「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」における、「IV 資料作成に当たっての考え方、(I) 総論、第 1 の 2. (1) 機能性関与成分」において、「表 対象成分となり得る構成成分等」について、「食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養素」の項目に「脂質」の追記を提案する。</p> <p><提案理由></p> <p>機能性表示食品制度は届出数が増加しつつあり、国民の健康増進における一定の役割を担っているが、機能性関与成分となり得る構成成分等については、一部の例外を除いて栄養素の制約が設けられている。このため、既に届出が存在する同種の成分や機能性を基にする食品の届出が殆どであり、成分や機能性の広がりや欠けている。「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」では機能性関与成分となり得る構成成分等に関する表が設けられ、その左欄「食事摂取基準に摂取基準が策定されている栄養素」で対象成分となり得る栄養素が示されている。</p> <p>本欄に「脂質」は記載されていないが、十分な機能性とエビデンスが存在して国内外の諸制度でその有効性や安全性が評価された上でヘルスクレームが認可されて、当該国民の健康増進や意識付けに役立てられている成分が多数存在する。例えば、中鎖脂肪酸は特定保健用食品制度（トクホ）において「体に脂肪がつきにくい」効果の表示が認められており、当該食品は国民の健康増進に長く寄与している。</p> <p>平成 28 年の「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」において「栄養素」に関する議論がなされており、「糖質・糖類」が関与成分として使用することが可能となった。中鎖脂肪酸等に代表される脂質の成分に関しても同様に機能性表示食品制度が国民の健康増進にさらに広範囲で有意義に活用されるよう、三次機能が十分に認められる成分を機能性関与成分に積極的に広げられるような構成成分等に関する表記の拡大を提案する。</p> <p>以上</p>
提案主体	一般社団法人 健康食品産業協議会

所管省庁：消費者庁

制度の現状	<p>「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）の中では、機能性関与成分についての考え方を「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食事摂取基準に基準が策定されている栄養素を含め、食品表示基準別表第 9 の第 1 欄に掲げる成分は対象外とする。」と規定しています。ただし、n-6 系脂肪酸及び n-3 系脂肪酸の構成成分については、当該栄養素との作用の違い等に鑑み、対象成分となり得るものとしています。</p> <p>なお、国民の栄養摂取の状況からみてその過剰な摂取が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 11 条第 2 項で定める栄養素（脂質、飽和脂肪酸、コレステロール、糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）、ナトリウム）の過剰な摂取につながるものは、機能性表示食品の対象から除くものとされています。</p>
該当法令等	食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	<p>「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）では、機能性関与成分についての考え方を「健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食事摂取基準に基準が策定されている栄養素を含め、食品表示基準別表第 9 の第 1 欄に掲げる成分は対象外とする。」と規定しています。</p> <p>中鎖脂肪酸等の脂質は、健康増進法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食事摂取基準に基準が策定されている栄養素であるため、本制度の対象外です。</p> <p>しかし、n-6 系脂肪酸及び n-3 系脂肪酸の構成成分については、当該栄養素との作用の違い等に鑑み、対象成分となり得るものと考えています。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

医療・介護ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 29 年 10 月 19 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 14 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日

提案事項	社会福祉法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きの簡素化
具体的内容	<p>(1) 要望の具体的内容 社会福祉法人の利便性向上のため、当該法人の財産への担保設定に係る所轄庁の承認手続きを届出等で済むよう簡素化していただきたい。</p> <p>(2) 要望理由（弊害の具体的内容等） 社会福祉法人の財産を銀行単独で担保設定する場合、当該法人の申し出であっても、所轄庁の事前の承認が必要である一方、国が出資している独立行政法人福祉医療機構が関与する場合は、不要であったといった優遇措置が存在している。 民間金融機関でも、事業の妥当性、担保提供の必要性等について精査を実施のうえ担保を受け入れているほか、社会福祉施設等の維持・継続の観点から、融資先が経営不振に陥ったからといって担保物件を直ちに処分しないことについては、独立行政法人福祉医療機構と変わりはないと考える。 社会福祉事業への円滑な資金供給の必要性は増しており、本件については、所轄庁への届出等で済むよう手続きを簡素化していただきたい。</p> <p>(3) 制度の現状 社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に経営していくことが求められる。このため、特に財政面において、確固とした経営基盤を有していることが必要であることから、社会福祉法第 25 条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならないこととしている。 このため法人存立の基礎となる基本財産を処分し、又は担保に供する場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要としている一方、①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合、②独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合については、社会福祉施設の維持・存続という目的に即して融資が行われることが明らかであり、また、同機関において、所轄庁と同等の審査が行われること等から、所轄庁の承認を不要としている。</p>
提案主体	(一社) 第二地方銀行協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的、継続的に実施することを目的として設立された法人であり、福祉サービスを必要としている方々に対して、サービス提供を行う必要があります。</p> <p>このため、社会福祉事業を実施するために必要な基本財産は、法人存立の基礎となるものであることから、基本財産を担保提供する場合については、理事会及び評議員会の承認を得た上で、所轄庁の承認を得ることが必要となっております。</p> <p>ただし、</p> <p>①独立行政法人福祉医療機構に対して担保に供する場合</p> <p>②独立行政法人福祉医療機構と協調融資の契約を結んだ民間金融機関に対して担保に供する場合については、所轄庁の承認を必要としないこととしています。</p>
該当法令等	社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号）
対応の分類	検討を予定
対応の概要	ご提案については、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、「社会福祉法人の基本財産への担保設定に関し、施設入所者の保護、法人経営の安定性等にも配慮しつつ、民間金融機関が単独で担保権者となるときに所轄庁の承認について、いかなる場合に承認を不要とできるかも含めて検討し、結論を得る」とされています。（実施時期：平成 29 年度検討開始、平成 30 年度結論・措置）

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：1

受付日：平成 29 年 7 月 23 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 8 月 24 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 9 月 22 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	行政書士が発行する領収証の様式について
具体的内容	<p>現在、行政書士法施行規則第 10 条により、「行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から五年間保存しなければならない。」と定められている。</p> <p>これに基づき、日本行政書士会連合会が領収証の様式を策定し、行政書士は定められた様式による領収証を発行している。</p> <p>ところで、業務の進捗状況や売掛金の管理をパソコン（請求・売掛管理のソフトウェア）で行っているときは、領収証もそのソフトウェアで作成できるのだが、この規定により、領収証をソフトウェアで作成することができず、別途、様式に則った領収証を手書きまたは表計算ソフトなどで作成しなければならない。</p> <p>この規定はいたずらに事務量を増やす原因であり、業務の効率化を妨げている。また、領収証の様式を定められていない他の職業に比べても不公平である。</p> <p>この規定はそもそも事務作業を手書きで行っていた時代（本規則は昭和 26 年制定）の名残であり、多くの事務を機械化している現代にそぐわないと思われる。</p> <p>よって行政書士法施行規則第 10 条の「日本行政書士会連合会の定める様式により」の文言を削除することを提案する。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：総務省
制度の現状	行政書士は、依頼人から報酬を受けたときは、日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押して当該依頼人に交付し、副本は、作成の日から五年間保存しなければならないとされています（行政書士法施行規則第 10 条）。
該当法令等	行政書士法施行規則第 10 条
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>依頼人の権利保護や行政書士業務の適正な運営の確保等の観点から、行政書士法において、行政書士は依頼人から報酬を受けた場合は、日本行政書士会連合会の定める様式により領収書を作成し、依頼人に交付しなければならないものとされています。</p> <p>御提案の内容については、行政書士の業務の実態や日本行政書士会連合会の意見等を踏まえつつ、行政書士業務の適正な運営といった観点も含めて検討する必要があると考えます。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：2

受付日：平成 29 年 9 月 7 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 9 月 20 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 10 月 6 日
---------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	まつげ施術可能な資格試験の設立
具体的内容	<p>まつげエクステーションは現在でも人気を集めサロン数も膨大に増えております。現在「美容師免許取得者のみ美容所の届出内で施術を行なう」となっております。これを執行した事で困っている事が「美容師不足」である事です。まつげエクステサロンが大幅に増え資格取得者のみしか施術を行なってはいけないとした事で、美容室の人材確保が難しくなり経営困難な美容室オーナー様のお声をよく耳にします。</p> <p>そこで、当社がご提案したいのは、まつげを触る施術のみ資格を作るといことです。アメリカでは、美容ライセンスが4種類ほどあります。美容師は全ての美容業務が可能、エステはエステ・まつげのみ施術可能、ネイルはネイルのみ、理容師は理容業務のみです。このライセンス制度を真似し、当社はまつげエクステ資格を設定すべきではないかと考えます。</p> <p>事故を起こさない為にはしなければいけない事は「施術を行なう者がしっかりと知識を身につける。」「施術を行なう者が受けるものに対し安全・安心の技術を提供する。」これが一番ではないでしょうか。しかし、施術を行なう者が一番知りたい事は「必要な知識を深く教えてもらうこと」です。まつげを施術し生計を立てたいと考えている者に美容国家試験を受けさせる必要は果たしてあるのでしょうか？美容師免許を取得したからと言って、次の日からカット、パーマ、カラーは出来ません。上司がおり、指導を受け行なう事で技術向上となります。まつげエクステを行ないたいと考えている者が美容師免許を取得したところで、ワインディング、オールウエーブ、カットは使いませんし国家試験の技術を使う事が無いのに全日2年、通信3年の時間や資金を費やすのはもったいないのではないのでしょうか。</p> <p>当社が行なうスクール内容はまつげエクステの技術はもちろん、学科におきましては必要な所を重点的にしっかりと講義し、美容国家試験の学科を受験しても「合格」するレベルの講義が出来ればと考えております。近日企業実践特例制度等を活用させて頂き、資格制度を取り入れて頂ける様にしていきたいと考えております。この資格を作る事で人材を確保しやすくなり、女性が結婚し出産しても働く事のできる環境作りが可能になり経済的に良くなるのではないのでしょうか？その手助けが出来る企業、スクールでありたいと当社は考えております。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>美容師法第2条において、「美容」とは、パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることであり、「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいい、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設と定義しています。</p> <p>また、美容師法6条において、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととしています。</p>
該当法令等	美容師法第2条及び第6条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>美容師は、技術だけでなく関係する法律等も含め、体系的に学んでいるため、衛生的で安全な業務が行えるものと考えます。業務内容ごとに細分化し、それぞれの業務を資格として取得させることは、公衆衛生上適切な規制とは考えていません。</p>

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：3

受付日：平成 29 年 9 月 13 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 10 月 20 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	確定拠出年金運営管理機関に関する届出の一部廃止
具体的内容	<p>銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合の(a)役員の兼職状況、(b)主要株主の商号・住所・持株割合、(c)役員の住所の届出を廃止する。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける場合、主務大臣に登録申請書を提出する必要があるが、この申請書は、記載事項に変更があった場合、2週間以内に変更の届出を行わなければならないため、毎月2回変更がないか確認する必要があり、多大な事務負担となっている。</p> <p>○次の項目については、以下の理由から記載を不要としても問題ないとする。</p> <p>(a) 役員の兼職状況 銀行法上、銀行の取締役が他の会社の常務に従事する際は内閣総理大臣の認可が必要であり、当該認可を確認することで、確定拠出年金法の運営登録拒否事項に係る法人との兼職がないことの確認が可能である。</p> <p>(b) 主要株主の商号・住所・持株割合 銀行法上、銀行の議決権を5%超保有する株主は内閣総理大臣への届出が必要であり、それを確認すれば足りる。</p> <p>(c) 役員の住所 確定拠出年金運営管理機関にふさわしくない者が役員にいないことを確認するためであれば、役員の氏名のみ（「(c)役員の住所」は不要）の届出で問題ない。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	銀行が確定拠出年金運営管理機関の登録を受ける際に、申請書に役員の氏名及び住所や当該銀行の役員の兼職状況、主要株主の商号・住所・持株割合を記載する必要があります。
該当法令等	(a)(b) 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第2条 (c) 確定拠出年金法第89条
対応の分類	対応不可
対応の概要	確定拠出年金運営管理機関の登録の申請書の記載事項は、確定拠出年金運営管理機関の監督上確認する必要がある事項であり、かつ一定の項目について対応するためには法改正が必要であることから、関係者等による慎重な検討が必要となります。

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：4

受付日：平成 29 年 9 月 18 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 10 月 20 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	電波オークションの導入について
具体的内容	<p>電波オークションは、OECD加盟の先進国34カ国中31カ国で実施されている世界では当たり前の制度で、世界を見渡しても「電波オークション」がない国は、北朝鮮と中国と日本など指折り数えるくらいしかありません。</p> <p>電波は国民の財産ですから、電波オークションにして、毎年平均で数千億円、多い年は1兆円を超える収入が得られると推定される利益を国税にすべきです。電波オークションを導入すれば、テレビ局に競争原理が働き、更に新規参入が可能となり、正しい報道、良質な番組の製作が期待できます。岩盤規制の打破をお願いします。</p> <p>※平成 29 年 9 月 16 日～25 日、同旨提案他 26 件あり。</p>
提案主体	個人

	所管省庁：総務省
制度の現状	テレビ局の免許については、電波法第6条第7項に基づき、申請受付の公示を実施することになっており、希望する者は、申請を行うことが可能となっています。
該当法令等	電波法第六条第七項
対応の分類	その他
対応の概要	政府としては、電波は国民共有の財産であり、有効利用されることが非常に重要であることから、電波の効率的な利用に資する方策を引き続き検討していきたいと考えています。

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：5

受付日：平成 29 年 9 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	貿易金融に係る信用リスク・アセット額の計測方法に関する規制緩和
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセット(以下、RWA)額の算定にあたって、マチュリティは算式の構成要素</p> <p>原則、一年に満たない取引は一年として計測する規定となっているものの、短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務等については、例外として上述の一年の下限(以下、フロア)を適用しないもの</p> <p>フロアの適用外となる取引が貿易関連偶発債務(LC発行、LCコンファメーション)に限定されており、LCフォワーディングはじめ、その他のLC関連取引については一年未満の取引についても一年として測定</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>上記の‘短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務’を‘短期かつ流動性の高い貿易関連取引’に改定し、偶発債務に限定しない内容に変更</p> <p>【要望理由】</p> <p>本邦規制とバーゼル銀行監督委員会の見解が異なり、邦銀は(欧米を中心とする)外国銀行対比過大なRWAを計測している可能性があるため</p>
提案主体	都銀懇話会

所管省庁：金融庁

制度の現状	<p>現行の告示では、RWA計算にあたり、マチュリティには原則として1年のフロアが適用されます。ただし、例外規定が158条3項に設けられており、貿易関連与信においては、「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」(※)が当該フロアの適用対象外です。</p> <p>※「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」とは、「船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるもの」を指します(告示78条)。</p>
該当法令等	・銀行法施行規則第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基(平成18年金融庁告示第19号)第158条3項の3
対応の分類	検討を予定
対応の概要	現在、信用リスクに関して、バーゼル規制自体の見直しが国際的に行われているため、今後公表される最終合意及び貿易関連取引の実態を踏まえ検討します。

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：6

受付日：平成 29 年 9 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	バーゼル規制において、リスク・ウェイト零パーセントとされる国際機関の定義の見直し
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 平成十八年金融庁告示第十九号 第一条三十六に定義される国際機関向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは第六十条2項において零パーセントとする旨が規定されている(標準的手法採用行の場合)。</p> <p>【具体的要望内容】 上記国際機関に関する定義に関し、一定の信用力がある国際機関について、第一条三十六の定義に追加頂きたい。</p> <p>【要望理由】 昨今、複数の外国政府あるいは外国政府機関が設立・加盟する国際機関が本邦市場において資金調達する事案が見受けられており、今後増加する可能性がある。他方、本邦金融機関は斯かる案件への投融資に関心を有しながらも、法人向けエクスポージャーと同等のリスク・ウェイトが課される点を鑑み、投融資を見送るケースが散見されている。 今後当該条項に限定列挙されている国際機関以外にも本邦市場を活用した資金調達等が広がる可能性も想定され、本邦市場の活性化を図る上で、上記の定義見直し(対象機関の追加等)をすることが望ましい。</p>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁
制度の現状	現行の告示において、リスク・ウェイト零パーセントが適用される国際機関を規定しております。
該当法令等	銀行法施行規則第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)第1条第36号ト、第60条等
対応の分類	検討を予定
対応の概要	リスク・ウェイト零パーセントが適用される国際機関については、国際合意の内容を受けて決定される所、当庁としては、引き続き国際的な議論の状況を踏まえ検討します。

区分(案)	△
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：7

受付日：平成 29 年 9 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	銀行の名称変更時等の重複的な行政手続きの簡素化
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>認定経営革新等支援機関は申請書記載事項(名称、住所、代表者氏名、事務所所在地)に変更が生じた際は変更届出書を提出することとなっている。</p> <p>当該記載事項を変更する場合、銀行法においては認可あるいは届出が求められる。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>重複的な行政手続きについて、添付書類含め、一本化等簡素化を検討頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>重複的な行政手続きを簡素化することによる負担軽減、手続き漏れの防止。</p>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：金融庁、経済産業省
制度の現状	中小企業等経営強化法第 21 条第 4 項に基づき、経営革新等支援機関は、事務所の所在地の変更等があった場合、主務大臣に変更届出を提出することとなっている。
該当法令等	中小企業等経営強化法第 21 条第 4 項
対応の分類	検討に着手
対応の概要	現在、経済産業省、金融庁及び関係機関で法改正を見据えて議論をしております。

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：8

受付日：平成 29 年 9 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 7 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引の見直し
具体的内容	<p>【制度の現状（現行規制の概要等）】</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律において、金融商品取引法における店頭デリバティブ取引は、特定事業者を相手方とした特定通信手段を介して決済の指示が行われる場合、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引と定められている。</p> <p>（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 4 条第 9 項）</p> <p>同じ特定事業者を相手方とした商品先物取引法における店頭商品デリバティブ取引は、収益の移転に利用されるおそれがない取引として定められておらず、取引時確認を行っている。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引に、特定事業者との間で特定通信手段を介して決済の指示が行われる店頭商品デリバティブ取引を追加していただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>銀行が特定事業者又は外国特定事業者との間で行う店頭商品デリバティブ取引は、銀行が保有する商品価格変動リスクのヘッジを目的としたものが大宗であり、取引相手は店頭商品デリバティブ市場における主要参加者である。</p> <p>またこれらの取引相手とは、本人を特定するための必要な措置が講じられた特定通信手段を介して確認又は決済の指示が行われていることが多く、犯罪による収益の移転に利用されるおそれは極めて低いと考えられる。</p>
提案主体	都銀懇話会

所管省庁：警察庁、農林水産省、経済産業省	
制度の現状	<p>犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）において、商品先物取引業者は、商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号）における店頭商品デリバティブ取引等を行うことを内容とする契約を締結するに当たっては、顧客等について取引時確認を行うこととされております（犯収法第 4 条第 1 項、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成 20 年政令第 20 号。以下「犯収法施行令」という。）第 7 条第 1 項第 1 号ソ）。</p> <p>他方、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）における店頭デリバティブ取引等のうち、特定通信手段を利用する特定事業者等との間で当該特定通信手段を介して決済の指示等が行われる取引については、簡素な顧客管理を行うことが許容されております（犯収法施行令第 7 条第 1 項柱書、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 4 条第 9 号）</p>
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条第 1 項 ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 7 条第 1 項 ・ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 4 条第 1 項第 9 号
対応の分類	検討に着手
対応の概要	<p>犯収法は、犯罪による収益の移転防止を図り、テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保する観点から、特定取引を行う際に、特定事業者に対し、取引時確認等を求めています。御要望事項に関しては、こうした同法の趣旨を踏まえつつ、特定通信手段を利用した取引の実態等を十分に調査し、法令改正の可否も含めた検討を行っているところです。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：9

受付日：平成 29 年 9 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 7 日
----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	リース取引のストラクチャーに用いるSPC向け融資等について②
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <p>リース取引等のストラクチャーに用いる 100%出資 SPC（ペーパーカンパニー）向け親子ローンを犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象外とすること。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> リース取引等のストラクチャー上の理由等で、100%出資 SPC（ペーパーカンパニー）がレッサー（もしくは資金拠出者）となる場合について、SPC 向け親子ローンであっても、犯罪収益移転防止法の取引時確認の対象取引となっているが、親子ローンが「ハイリスク取引」や「疑わしい取引」に該当することはないと思われる。斯かる取引について犯罪収益移転防止法の適用を緩和することで、大幅な事務効率につながる。
提案主体	公益社団法人リース事業協会

所管省庁：警察庁、金融庁	
制度の現状	貸金業法第 2 条第 2 項に規定する貸金業者である親会社から 100%出資 SPC である子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結については、犯罪収益移転防止法施行規則第 4 条第 1 項の「簡素な顧客管理が許容される取引」に規定されていないことから、当該親会社は当該子会社について取引時確認を行わなければなりません。
該当法令等	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 4 条第 1 項
対応の分類	検討を予定
対応の概要	貸金業法第 2 条第 2 項に規定する貸金業者である親会社から 100%出資 SPC である子会社に対する金銭の貸付けを内容とする契約の締結に係る貸金業者の取引時確認義務の緩和については、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止の観点や貸金業法の制度趣旨を踏まえながら、検討を行ってまいります。

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：10

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	中小企業信用保険制度の対象業種の拡大
具体的内容	<p>近年、生産のみならず加工・販売までを自ら行う企業的農業経営に参入する中小企業が増加しているが、取引先の中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業分野に係る事業資金については中小企業信用保険制度を利用することができない。農業分野に関する信用補完制度としては農業信用保証保険制度があるが、中小企業にとってみると、事業用資金は中小企業信用保険制度、農業分野の資金は農業信用保証保険制度と両制度を併用しなければならず、煩雑でわかりにくい制度となっている。</p> <p>こうした問題点を踏まえ、政府が定めた農業分野に関する国家戦略特区（アグリ特区）では、商工業とともに農業を営む事業者の農業分野の資金を中小企業信用保険制度の対象とすることが可能とされている。農林水産業の成長産業化が喫緊の重点課題の一つとされる中、農業の 6 次産業化や商工業者の農業への新規参入の推進等が必要であり、このためには、商工業とともに農業を営む中小企業等に対して円滑に資金供給できる環境を整備することが極めて重要であり、また、その際には、商工業の部分と農業分野の部分を併せて全体を評価していく視点が極めて重要である。</p> <p>この点については、信用保証制度のあり方に関して議論するために開かれた「中小企業政策審議会・金融ワーキンググループ」が平成 28 年 12 月に公表した報告書においても、地方創生への貢献の一環として、将来的に国家戦略特区で実施している農業ビジネスの全国展開について言及しているところである。</p> <p>については、中小企業が農業に進出する場合や商工業とともに農業を営む場合の農業分野の資金については、アグリ特区に限定せずに、全国においても中小企業信用保険制度の対象とできるようにしていただきたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

所管省庁：経済産業省

制度の現状	<p>現在、中小企業信用保険においては、農業は対象となっておりません。</p> <p>このような中、「国家戦略特区における規制改革事項等の基本方針」（平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定）において、（商工業とともに行う）農業への信用保証制度の適用が規定されました（アグリ特区保証制度）。これを受け、現在、国家戦略特区内（新潟県新潟市、兵庫県養父市及び愛知県常滑市）で農業ビジネスへの信用保証が実施されています。</p> <p>中小企業庁では、当該アグリ特区保証に係る代位弁済による信用保証協会の損失の一部について、全国信用保証協会連合会に設置している基金から補填をしているところです。</p>
該当法令等	中小企業信用保険法第 2 条
対応の分類	検討を予定
対応の概要	<p>農業の 6 次産業化を支援するため、国家戦略特別区域内において商工業とともに農業を実施する場合に、中小企業信用保険法上対象外である農業について信用保証を利用できる特例を措置しています。</p> <p>これは、ニーズが認められる地域において自治体が定める区域計画に基づいて試行されているものであり、保険の仕組みが適用されないため信用保証協会に対する損失補償の一部を自治体が負担することを前提として実施されているものです。</p> <p>同保証の実績があがりつつあり、また、成長戦略や中小企業政策審議会・金融ワーキンググループにおいても同保証の拡大について言及されていることから、地域の要望を踏まえつつ、更なる六次産業化の推進に向けて関係機関と検討を進めてまいります。</p>

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号:11

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	犯罪収益移転防止法にかかる特定事業者による本人確認書類の追加
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号に規定する本人確認書類に、一般財団法人民事法務協会が運営する「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものを加えて頂くことを要望する。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 登記情報提供制度による「登記情報提供サービス」は、インターネットを利用して登記所が保有する登記情報を、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度である。なお、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号。以下「提供法」）第4条第1項の業務を行う者（指定法人）として、平成12年6月1日に一般財団法人民事法務協会が指定されている（「登記情報提供制度における指定等法人に関する事項」）。（※法務省出典） 「登記情報提供サービス」は、印刷しても登記官の認証文や登記官印が付されておらず、法的な証明力は無いものとされている。 しかし、提供された登記情報は利用者が請求した時点において登記所が保有する登記情報と同じ情報であるが、法務局で取得した場合と同一の内容であるため、当該情報を印刷したものを、法人である顧客等の代表者等が提示または送付する本人確認書類の一つとして認めていただきたい。 実現されれば、本人確認書類を提示または送付する顧客等の代表者等は、法務局に赴く時間の削減、手続きの早期化・簡便化が図られることによって、利便性・有益性が高まるものと考えられ、また、法務局も窓口対応コストが減るものと考えられる。
提案主体	一般社団法人生命保険協会

所管省庁：警察庁、法務省

制度の現状	犯罪収益移転防止法上、法人の本人確認書類として一定の登記事項証明書が認められていますが、「登記情報提供サービス」により取得された商業・法人登記情報を印刷したものは認められていません。
該当法令等	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第7条第2号イ
対応の分類	検討を予定
対応の概要	法人の取引時確認の方法については、マネー・ローンダリング、テロ資金供与の防止の観点や登記制度の趣旨を踏まえながら、検討を行ってまいります。

区分(案)

△

提案内容に対する所管省庁の回答

投資等ワーキング・グループ関連

番号：12

受付日：平成 29 年 9 月 29 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日

提案事項	美容師法の改正によるまつ毛美容師資格の新設
具体的内容	<p>美容サービスの中でもまつ毛エクステンション施術による事故は、年間100件も発生し染毛剤（年間約200件）と並んで、今尚大きな問題となっています。</p> <p>厚労省通達により、まつ毛エクステンションには美容師資格が必要となりましたが、この技術は美容師が行うカットやパーマウェーブのようなヘア技術とは全く異なる技術です。</p> <p>美容師資格取得において、現在の多様化された美容技術を修得するための授業を全ての美容学校が行っている訳ではなく、国家試験に技術試験として採用もされていません。又、資格取得後もそれらを修得できる公的な制度もないのが現状です。国家試験に合格した美容師であっても、学校で習わず試験に出ることもないまつ毛エクステンションという全く別の美容技術を提供することは、安全性担保の観点から許されることではありません。</p> <p>まつ毛エクステンションの事故を無くし、消費者保護の強化に資する為には、美容師資格を細分化して個別にその知識と技術を確かめる国家試験を実施する新たな資格制度を導入することが、最善の方法であると考えます。</p> <p>加えて、上記資格制度を導入することは、まつ毛エクステンション技術の取得のみを志す者にとっては、資格取得の時間と経費の負担が軽減され、職業選択の自由度が広がることとなります。</p> <p>美容師養成施設においても、まつ毛エクステンションのみを修得する新しい専門学科ができることで生徒数の増加が期待できます。その結果として、まつ毛エクステンション専門職の資格取得者が増え、事故の減少にも繋がっていけば、消費者の安心にも繋がります。</p> <p>美容師資格を細分化した資格制度を導入することは、まつ毛エクステンション施術者を志す者、美容師養成施設、そして消費者の全てがメリットを享受できることとなり、延いては、美容師法が目指す「美容の業務が適正に行われるように規制し、もって公衆衛生の向上に資すること」が達成できるのではないかと考えます。</p> <p>このことは、近年消費者に支持されて幅広く定着してきた他のパーツ美容（アイブロウトリートメントやレディスシェービング）に於いても同様であることを付言します。</p> <p>以上、美容技術が多様化した現在では、旧来の美容師資格のみが唯一の施術資格であると規制することには限界があると思料し、現行の美容師制度の枠組みを活かしつつ、新たな資格制度の創設を提案させていただきます。</p>
提案主体	ピアス株式会社、株式会社 松風

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>○ 美容師法第2条において、「美容」とは、パーマウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることであり、「美容師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて美容を業とする者をいい、「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設と定義しています。</p> <p>○ また、美容師法6条において、美容師でなければ、美容を業としてはならないこととしています。</p>
該当法令等	美容師法第2条及び第6条
対応の分類	対応不可
対応の概要	○ 美容師は、技術だけでなく関係する法律等も含め、体系的に学んでいるため、衛生的で安全な業務が行えるものと考えます。業務内容ごとに細分化し、それぞれの業務を資格として取得させることは、公衆衛生上適切な規制とは考えていません。

区分（案）

△

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：1

受付日：平成 29 年 9 月 11 日

所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 3 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 7 日

提案事項	高血圧治療薬配合錠ミカトリオの保険適応に係る留意事項に関する記載事項の再考提案
具体的内容	<p>本邦で 4000 万人潜在的にいる高血圧は最大の心血管病危険因子であるにもかかわらず治療が不十分であり、十分な高血圧治療薬を確実に服用することが不可欠である。しかし、現在国内で唯一使用できる 3 剤（利尿剤・アンジオテンシン受容体拮抗薬・カルシウム拮抗薬）合剤ミカトリオを処方するにあたり、「ミカトリオ配合錠の保険適応に係る留意事項について」（2016 年 12 月 26 日厚生労働省保健局医療課長通知（保医発 1226 第 8 号））が現実にそぐわない内容であることが処方の制限となっている重要な要因になっている。</p> <p>具体的には、留意事項にある「切り替えた月の診療報酬明細書の摘要欄に記載してください」とある以下の点が再考されると現場の医療従事者としては大変大きな改革となり、本邦の高血圧患者が少ない内服錠数で安定した治療効果が得られ、心血管病予防に必ず繋がるのが期待できる。</p> <p>1) 「テルミサルタン 80mg、アムロジピン 5mg 及びヒドロクロチアジド 12.5mg の併用療法として使用していた品名及び使用期間」は、「原則として」と留意事項の文頭にあるように、患者の容態に応じた担当医師の裁量が認められるべきことであり、現行のような詳細な記載が必須である必要はなく、本来ミカトリオによる効果を享受すべき患者の不利益になる。</p> <p>2) 「テルミサルタン 80mg、アムロジピン 5mg 及びヒドロクロチアジド 12.5mg の併用療法における血圧コントロールの状況及び安定した血圧コントロールが得られていると判断した際に参照した血圧測定値及び当該血圧測定の実施年月日」は、安定した血圧コントロールは主治医の判断にゆだねられるべきものであり、さらに血圧測定法（診察室血圧なのか家庭血圧なのか、収縮期血圧なのか平均血圧なのか、どの時間帯で測定した血圧なのか）が高血圧学会でも議論中で結論が出ていない数値指標を持って審査期間が投与の可否を判断することは本来できない（してはいけない）ものである。この記載の必要性はぜひ再考いただきたい。</p> <p>3) 「本製剤の継続使用に当たっては、本製剤に切り替えた月の翌月以降の診療報酬明細書の摘要欄に、本製剤へ切り替えた診療年月を記載してください」は、前月・前々月の診療報酬明細書によって審査期間が確認可能な情報であり、担当医の必ずすべき業務とは言えない。記載の必要性を再考いただきたい。</p>
提案主体	個人
所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>ミカトリオ配合錠については、平成 28 年 11 月 18 日に保険適用しましたが、その後、当該医薬品について「ミカトリオ配合錠の適正な使用についての指針の発出について」（平成 28 年 11 月 25 日厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡）が発出されたことに伴い、「ミカトリオ配合錠の保険適用に係る留意事項について」（平成 28 年 12 月 26 日保医発 1226 第 8 号厚生労働省保険局医療課長通知）により、当該医薬品の保険適用に当たって以下の点に留意するよう通知しています。</p> <p>1 ミカトリオ配合錠については、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課において適正使用の指針が定められ、今般、別添のとおり連絡されているところであるので、使用に当たっては十分留意すること。</p> <p>2 原則として、テルミサルタン 80mg、アムロジピン 5mg 及びヒドロクロチアジド 12.5mg を 8 週間以上、同一用法・用量で継続して併用し、安定した血圧コントロールが得られている場合に、本製剤への切り替えを検討すること。</p> <p>3 本製剤への切り替えに当たっては、次の事項を切り替えた月の診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>(1) テルミサルタン 80mg、アムロジピン 5mg 及びヒドロクロチアジド 12.5mg の併用療法として使用していた品名及び使用期間</p> <p>(2) テルミサルタン 80mg、アムロジピン 5mg 及びヒドロクロチアジド 12.5mg の併用療法における血圧コントロールの状況及び安定した血圧コントロールが得られていると判断した際に参照した血圧測定値及び当該血圧測定の実施年月日</p> <p>4 本製剤の継続使用に当たっては、本製剤へ切り替えた月の翌月以降の診療報酬明細書の摘要欄に、本製剤へ切り替えた診療年月を記載すること。</p>
該当法令等	「ミカトリオ配合錠の保険適用に係る留意事項について」（平成 28 年 12 月 26 日保医発 1226 第 8 号厚生労働省保険局医療課長通知）
対応の分類	対応不可

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>1) ミカトリオ配合錠については、配合剤は用量が固定されており、初期投与により過剰な血圧低下の恐れがある、投薬の調整をすることが難しい、副作用が生じた際に原因となる薬剤の特定が困難である等の懸念点があるという理由から、添付文書において、「原則として、テルミサルタン 80mg、アムロジピン 5mg 及びヒドロクロロチアジド 12.5mg を一定の期間、同一用法・用量で継続して併用し、安定した血圧コントロールが得られている場合に、本剤への切り替えを検討すること。」とされています。</p> <p>その上で、有効性と安全性の観点から本剤への切り替えを検討する際の具体的な基準について、関係学会の協力を得て、「原則として、以下の併用療法を「8 週間以上」継続」と定め、「ミカトリオ配合錠の適正な使用についての指針の発出について」（平成 28 年 11 月 25 日厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課事務連絡。以下「指針」という。）において、連絡しています。</p> <p>このため、「ミカトリオ配合錠の保険適用に係る留意事項について」（平成 28 年 12 月 26 日保医発 1226 第 8 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「留意事項通知」という。）においても、テルミサルタン 80mg、アムロジピン 5mg 及びヒドロクロロチアジド 12.5mg の併用療法として使用していた品名及び使用期間について、切り替えた月の診療報酬明細書の摘要欄に記載することとしており、医薬品の適正使用が確保されるために必要な措置であると考えています。</p> <p>2) 血圧コントロールについても、同様に、添付文書において、「安定した血圧コントロールが得られている場合に、本剤への切り替えを検討すること。」とされており、指針においても同様に定めています。</p> <p>このため、留意事項通知においても、テルミサルタン 80mg、アムロジピン 5mg 及びヒドロクロロチアジド 12.5mg の併用療法における血圧コントロールの状況及び安定した血圧コントロールが得られていると医師が判断した際に参照した血圧測定値及び当該血圧測定の実施年月日について、切り替えた月の診療報酬明細書の摘要欄に記載することとしており、医薬品の適正使用が確保されるために必要な措置であると考えています。</p> <p>なお、具体的な血圧コントロールの状況や、安定した血圧コントロールが得られていると判断するための血圧測定法としては、簡便な降圧効果の判定指標として朝夕の家庭血圧が想定されますが、詳細については日本高血圧学会の高血圧治療ガイドライン等を参考として医師が適切に判断すべきものと考えております。</p> <p>3) 長期的に本剤の継続投与を受ける患者については、必ずしも前月・前々月の診療報酬明細書には、本製剤へ切り替えた際の状況が記載されないため、本製剤へ切り替えた診療年月を記載することは本製剤の適正使用に係る状況を把握するために必要な措置であると考えています。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

番号：2

専門チーム案件

受付日：平成 29 年 9 月 28 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	管理医療機器販売申請の規制緩和について
具体的内容	<p>保健所への申請書類の提出、許可が必要となっている対象商品に、治癒型絆創膏が入っているが、使用方法によって大きな健康被害が想定される商品ではないため、届出制ではない「一般医療機器」の指定としていただきたい。</p> <p>人体へのリスクについては、商品包装裏面、添付文書にて説明されている。</p> <p>含有成分の種類や規格の妥当性の認定は、主に目的とする治癒機能を十分備えているかの判断ではないか。機能を備えていなければ管理医療機器として認定されず、効果効用も謳えない事で排除されるものと思われる。</p> <p>該当商品の添付文書には「使用して腫れ・かゆみ等問題があれば医師に確認して下さい」との表記があるだけで、これを見ても重篤なリスクがあると思えない。</p> <p>過去に、コンドームや傷口洗浄液が規制緩和されたのと同様に、広く国民の健康に寄与する面が大きい医療機器として、規制緩和の対象としてご検討いただきたい。</p>
提案主体	(一社) 日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律 145 号、以下「法」という）に基づき、管理医療機器販売業・貸与業を行う場合は各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長等に対しその営業所ごとに管理医療機器販売業・貸与業の届け出を行う必要があります。</p> <p>医療機器の分類については、法第二条第五項から第七項に高度管理医療機器、管理医療機器、及び一般医療機器の定義が記載されており、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器（平成十六年七月二十日厚生労働省告示第二百九十八号）の別表において、その医療機器に副作用又は機能の障害が生じた場合のリスクに応じて指定されています。</p>
該当法令等	医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>医療機器については、国際的なルールに基づき人体へのリスクに応じたクラス分類がなされており、その分類に応じた規制がなされています。このうち、管理医療機器に該当する医療機器については、当該医療機器の適切な管理のため、販売をしようとする者に対して都道府県知事等への届出を求めており、その営業所の構造設備基準や品質の確保等についての遵守事項を課しています。</p> <p>ご指摘の品目は、一般医療機器として位置づけられている絆創膏とは異なり、創傷との接触面がハイドロコロイド等の保水性の高い素材でできており、傷口を湿润環境に保つことで治癒を促進するものです。当該品目が有する効果、効能等を適切に評価し、当該製品の品質、有効性及び安全性を確保するためには、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による承認審査又は登録認証機関による認証審査を通して、含有する成分の種類や規格の妥当性、安全性等を確認する必要があります。そのため、一般医療機器ではなく、管理医療機器としての位置づけが適切であると考えます。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：3

受付日：平成 29 年 10 月 11 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 14 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 30 日
-----------------------	-------------------------------	----------------------------

提案事項	機能性表示食品の届出・広告宣伝における表現について、関係部署間の連携強化と、Q&Aの公表
具体的内容	<p>機能性表示制度は（１）科学的根拠（２）安全性（３）消費者への情報提供を届出資料に記載し、事業者責任において機能性を示すことができる制度です。</p> <p>事業者は消費者が理解しやすいように、機能性文言を一部省略したキャッチコピーや機能性のイメージを想起させるイラストをパッケージに付するなど、届出段階から他商品との差別化を図っています。これらの届出資料は、消費者庁食品表示企画課（以下「企画課」という。）に提出し、書類に不備がなければ機能性表示食品として販売することが可能です。</p> <p>本制度はあくまでも届出制ですが、消費者に誤認を与えるおそれのある表現などは、不備として差し戻されるため、機能性文言やパッケージ等の表現について、企画課によって一定のレベルが保たれていると考えられます。しかしながら制度上は、企画課は書類上に不備がないかという観点で審査を行っているため、消費者庁食品表示対策課（以下「対策課」という。）により、それらの表現が薬機法や景品表示法、健康増進法の観点から審査されているとは言えません。したがって、届出が受理されたとしても、販売開始後に対策課から問題を指摘され、景品表示法による措置命令や課徴金徴収、販売停止となる可能性があり、事業展開上の予見可能性が損なわれています。</p> <p>以上より、機能性表示食品の届出時において機能性表示文言、パッケージ、キャッチコピーとして問題となる例や、届出後の広告宣伝において届出内容と比較して著しい誤認を与えると考えられる例などを明示していただくこと、及び、企画課と対策課の連携を強化し、企画課に届け出た内容について対策課から問題を指摘されることのない仕組みを構築いただきたいと思います。</p> <p>また、事業者から表現方法に関する質問を募集し、消費者庁ホームページ等でQ&Aを示していただくことをご提案申し上げます。</p> <p>【提案が実現した場合に想定される経済的又は社会的な効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 表現のNG例など届出の参考情報が提供されることで、不備指摘が減少し、届出受理までの期間短縮が期待できます。これにより、事業者の販売計画が立てやすくなるとともに、消費者庁の負担軽減が期待できます。 ・ 機能性表示食品の適正な広告宣伝に役立ち、消費者への正しい情報提供が可能となると期待できます。
提案主体	民間企業
	所管省庁：消費者庁
制度の現状	<p>機能性表示食品制度は、事業者が食品の安全性及び機能性の科学的根拠に関する情報について消費者庁に届出を行い、当該食品の容器包装における機能性表示を可能とするものです。また、事業者の責任において届出された内容について、消費者庁が所管する食品表示法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、健康増進法等の法令に基づき、事後的にチェックすることで、適正な運用を図っています。</p> <p>なお、機能性表示食品は、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。消費者庁では、届出資料の形式的な確認を行い、機能性表示食品届出データベースにおいて届出資料を公表しています。</p> <p>可能な機能性表示の考え方については、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）において、保健の目的が期待できる旨の表示の範囲及び本制度では認められない表現例を示し、規定しています。</p> <p>また、健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上問題となる広告等における表示例や考え方は、過去の違反事例やパブリックコメントによる事業者等からの質問・意見を踏まえつつ、平成 28 年 11 月に「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」を作成し、既に当庁ウェブサイトにおいて公表しています。</p>
該当法令等	食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）、機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 141 号）
対応の分類	<p>仕組みの構築については、対応不可</p> <p>事例の明示等については、現行制度下で対応可能</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>機能性表示食品制度は、事業者の責任において届出された表示や広告等を、消費者庁が事後的にチェックすることで、適正な運用が図られる制度であり、一義的には、事業者の責任において、適切に表示や広告等がなされる必要があります。</p> <p>届出資料が機能性表示食品届出データベースにおいて公表されたことをもって、消費者庁に届け出られた食品の機能性や安全性について評価されたというものではありません。</p> <p>本制度で認められない容器包装上の表現例等に関しては、事業者が届出を行う際の予見可能性の向上に資するよう、例示を充実させるなどの対応を検討してまいります。</p> <p>また、広告表示等において問題となり得る事例の明示等に関しては、既に「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」において対応しております。引き続き、同留意事項の周知に努めるとともに、違反事例等を踏まえ、適宜事例を追加することを予定しています。また、改定の際には、改めてパブリックコメントを行い、事業者等の方々から広く意見募集を行うこととしておりますので、御意見等がございましたらその際にお寄せください。</p>
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：4

受付日：平成 29 年 11 月 16 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 12 月 8 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	大型の駆動補助機付乳母車の道路交通法及び道路運送車両法上の取扱いの見直しについて
具体的内容	<p>保育施設等で用いられる乳母車は6歳未満の幼児を複数載せることを目的に設計されており、市販の6人搭乗の乳母車の寸法は長さ123cm、幅84cm、高さ95cmのものもある。こうした乳母車は車重も重く、運用も大きな負担となる。乳母車の車重を28kgとし幼児1人あたりの体重を14kgとした場合、重量の合計は112kgに達する。そのため、特に非力な女性職員の多い保育施設等において、人の力を補助する駆動補助機付乳母車の導入が強く望まれている。</p> <p>このような要望に対応するため、当社では駆動補助機付乳母車の輸入・販売を検討し、先般、グレーゾーン解消制度を活用して、道路交通法及び道路運送車両法上の取扱いについて照会を行ったところ、道路交通法上「小児用の車」に該当せず「軽車両」に該当すること、道路運送車両法上「人力車」として「軽車両」に該当し「道路運送車両」に該当するとの回答があった。</p> <p>一方、「駆動補助機付乳母車の取扱いについて（平成27年1月27日・警察庁）」において「小児用の車」として取り扱うとされている車体寸法の長さ120cm、幅70cm、高さ109cm未満の駆動補助機付乳母車では、保育施設等において求められる機能を満たすことは難しく、当該寸法を超過する大型の駆動補助機付乳母車は、車道又は路側帯を通行しなければならず、搭乗者と操縦者の安全を確保できないという判断が普及の妨げとなる可能性がある。</p> <p>当社が販売を検討する駆動補助機付乳母車は機能上、通行速度が歩行者の最高速度を上回ることはなく、ハンドル等から手を離した際には自動で停止するなど、原動機を用いない乳母車と比較しても安全性に十分配慮されている。また、駆動補助機付乳母車の導入により、保育士等が道路上において幼児の監護に集中できるようになるほか、坂道や傾斜をより安全に通行できるようになり、保育士等の身体的疲労による集中力低下とそれによる事故の発生を予防できるようになることが期待される。さらに、災害時には幼児の緊急避難の時間短縮、坂道等を含めた経路を容易に通行できることにより避難経路の増大が見込まれる。</p> <p>搭乗者となる幼児や操縦者となる保育士等の安全を確保するとともに、保育士の業務負担軽減、保育の質の向上等を図るため、保育施設等で用いられる大型の駆動補助機付乳母車について、道路交通法及び道路運送車両法上の取扱いの見直しをお願いしたい。</p>
提案主体	民間企業

	所管省庁：警察庁、国土交通省
制度の現状	<p>道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第2条第3項第1号では、「小児用の車」を通行させている者を歩行者とみなす旨が規定されているところ、駆動補助機付乳母車が同号にいう小児用の車に該当するために満たすべき基準については、「駆動補助機付乳母車の取扱いについて」（平成27年1月27日付け警察庁丁交企発第7号）において定められています。</p> <p>駆動補助機付自転車が道交法上の小児用の車として取り扱われるために満たすべきこれらの基準のうち、大きさについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長さ 120センチメートル ○ 幅 70センチメートル ○ 高さ 109センチメートル <p>を超えないこととされており、これを超える大きさの大型駆動補助機付乳母車については、道交法上の小児用の車には該当しません。</p> <p>また、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上「人力により陸上を移動させることを目的として製作した用具」及び「軌条又は架線をを用いないもの」（道路運送車両法第2条第4項）であり、また、その用途や使用の方法、車両の寸法に鑑みて道路運送車両法施行令（昭和26年政令第254号）第1条に掲げる「人力車」に当たるものであると解され、同法第2条第4項で定める「軽車両」に該当し、同法上の「道路運送車両」となります。</p>
該当法令等	道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第3項第1号 駆動補助機付乳母車の取扱いについて（平成27年1月27日付け警察庁丁交企発第7号）
対応の分類	検討を予定
対応の概要	大型の駆動補助機付乳母車の道路交通法及び道路運送車両法上の取扱いについては、交通の安全及び円滑に及ぼす影響を踏まえながら、検討を行ってまいります。

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：5

受付日：平成 28 年 11 月 25 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	高齢化社会における生活支援サービスの実現に向けて
具体的内容	<p>【具体的内容】 今後増大が予想される高齢者の生活支援はもちろん、生活利便性の充実に向けた、包括的な生活支援サービス提供を出来るようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 弊グループが有償で提供している「家事代行サービス」では、</p> <p>(1) 酒税法により酒類を購入代行することができない。 酒類は、販売主体でなくても、媒介についても免許が必要となる為、利用者に不便を強いている現状がある。</p> <p>(2) 産業廃棄物の認可がなければリサイクル目的の品を運送することができない。 リサイクル品は「廃棄物ではない」と直ちに判断されるわけではない為、一般廃棄物（又は産業廃棄物）の収集運搬事業者としての許可を持たない事業者では、その運送を引受けることは原則できないのが現状である。</p> <p>(3) クリーニング業法により届出なしでは、洗濯物の運送を受託できない。結果、クリーニング業を営む者（営業者）以外は、洗濯物の受取及び引渡すことができず、利用者に不便を強いている現状がある。 頭書の通り、各種規制の緩和等を講ずることにより、高齢者等に対し総合的なサービスを提供することが可能となる。 結果、高齢化社会における福祉の一層の増進に資することができると思える。</p>
提案主体	ヤマトホールディングス株式会社

	所管省庁：財務省、厚生労働省、環境省
制度の現状	<p>(1) 酒税は、納税義務者である酒類の製造者又は酒類を保税地域から引き取る者から、その酒類の価格に織り込まれて転嫁され、最終的に消費者に負担を求めることが予定されています。 そのため、酒税の確実な徴収、税負担の消費者への円滑な転嫁を確保するという観点から、酒類の製造のみならず、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業においても、不相当と認められる事業者を排除し、また、事業者の濫立を防止して酒税の円滑な転嫁を確保するため、酒税法では免許制度が採用されています。 酒類の販売の媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介、例えば、取引の相手方の紹介、意思の伝達又は取引内容の折衝等その取引成立のためにする補助行為をすることを業とするものをいいます。</p> <p>(2) 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされています（平成 11 年 3 月 10 日最高裁第 2 小法廷決定同旨）。 上記の判断の結果、廃棄物に該当しないとされたものについては、廃棄物処理法の適用を受けないことになります。 廃棄物に該当するもののうち、廃棄物処理法第 2 条第 4 項に規定する物については産業廃棄物として、産業廃棄物以外の廃棄物については一般廃棄物として扱うこととされていますが、個別の事例ごとの廃棄物該当性に係る実際の判断については、産業廃棄物に関しては都道府県等が、一般廃棄物に関しては市町村が、それぞれ行うこととなっています。 産業廃棄物の運搬を業として行おうとする者は当該都道府県知事等の、一般廃棄物の運搬を業として行おうとする者は当該市町村長の、それぞれ許可を受けなければならないこととされています。</p> <p>(3) クリーニング業法第 2 条において、「クリーニング所」とは、洗たく物の処理又は受取及び引渡のための営業者の施設」と規定され、同法第 3 条において、営業者はクリーニング所及び業務用の車両並びに業務用の機会及び器具を清潔に保つこととされています。 また、同法第 5 条において、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする者は、営業方法、従業者数その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととされています。</p>
該当法令等	<p>(1) 酒税法第 9 条、第 10 条、法令等解釈通達 2 編 9 ① 4</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 7 条第 1 項、第 14 条第 1 項、「行政処分の指針について（通知）」（平成 25 年 3 月 29 日付け環産産発第 1303299 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）</p> <p>(3) クリーニング業法第 2 条、第 3 条及び第 5 条</p>
対応の分類	<p>(1) 対応不可</p> <p>(2) 現行制度下で対応可能</p> <p>(3) 対応不可</p>

提案内容に対する所管省庁の回答

対応の概要	<p>(1) 酒税法では、酒税の確実な徴収、税負担の消費者への円滑な転嫁を確保するという観点から、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業をしようとする者は、酒類販売業免許を受ける必要があります。</p> <p>「家事代行サービス」の事業形態が、酒類の販売業、販売の代理業又は媒介業のいずれかの形態に該当する場合には、免許を受ける必要があります。</p> <p>(2) 御指摘の「リサイクル品」について、当該物が廃棄物に該当しない場合には、廃棄物処理法の適用対象とはならず、廃棄物の運搬の許可を受けていなくても運搬が可能です。</p> <p>当該物が、廃棄物に該当するか否かについて疑義のある場合は、個別の事案ごとに所管の自治体の関係部局に御相談下さい。</p> <p>なお、当該物が廃棄物に該当する場合、廃棄物の運搬については、生活環境保全上の支障が発生しないように行う必要があります。一般廃棄物であれば市町村長の、産業廃棄物であれば都道府県知事又は政令市長の許可を受ける必要があります。廃棄物の区分に応じて必要な許可を受けて運搬を行うか、排出者から許可を受けている処理業者等に運搬を委託して下さい。</p> <p>(3) クリーニング業法は、クリーニング業に対して公衆衛生等の見地から必要な指導及び取締りを行い、もってその経営を公共の福祉に適合させるとともに、利用者の利益の擁護を図ることを目的としており、事業者には様々な衛生措置等を義務づけています。</p> <p>クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする車両を用いた店舗は「無店舗取次店」とされており、同法で定める届出をしなくてはならないこととされています。なお、洗たく物の受取及び引渡しのみを行う場合は、洗たくを行うクリーニング所と比べて簡易な規制となっています。</p>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：6

受付日：平成 29 年 9 月 28 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	クリーニング商品受け渡しロッカーの設置について
具体的内容	<p>現在、宅配便の再配達対策や省エネルギー実現のために、国土交通省が主導して市中（主に駅等）に宅配便受取ロッカーの設置が推し進められているが、同様にロッカーを利用したクリーニング品の受渡サービスを許可していただきたい。</p> <p>クリーニング業は生活衛生関連業種のため、厚生労働省の管轄下においてクリーニング業法によってその業務が規制されているが、昨今インターネットを利用して顧客からクリーニングの依頼を受け、宅配便を利用してクリーニング品を受け渡すという、クリーニング業法では違反である（本年3月の予算委員会で塩崎大臣が、宅配便の車両が無店舗のクリーニング業としての届け出がなされていない）業態も広く利用されるようになっている。</p> <p>また、この方法ですと先に記載した受け取りロッカーでクリーニング品を受け渡すことが可能となり、業法が有名無実化している。</p> <p>ところが、クリーニング受渡のロッカーについては、これまで単体での設置について許可がでたことはなく、管轄の保健所に問い合わせても前例がないという理由で許可ができません。過去、メトロや小田急電鉄が駅に設置したことがあるが、保健所に対しすぐにクリーニング業者からの指摘が入り撤去命令が出され、現在、国内では保健所の認可を受けたクリーニング受渡ロッカーの設置事例がないのが実情である。</p> <p>しかしこれもマンション内に設置されたロッカーではクリーニング品の受渡については規制されたこともなく、今の実情を鑑みた場合、規制は現実的ではないため、ロッカーを設置する場合のルールを定めた上で、設置を認める方が消費者の利便性も向上すると考える。また宅配便でクリーニング品を送るという実情も法的解決が図られると考える。</p>
提案主体	（一社）日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>○ クリーニング業法第2条第1項において、「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗たくすること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗たくし、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む。）を営業とすることとしています。</p> <p>○ また、同条第2項において、「営業者」とはクリーニング業を営む者（洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする者を含む。）と定義しています。</p>
該当法令等	クリーニング業法第2条及び第5条第2項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>○ クリーニング業法第5条第2項では、洗たくをしないで洗たく物の受取及び引渡しをすることを営業とする場合は、取次店として届け出ることとされており、対面ではなく、ロッカー等を媒介として洗たく物の受取及び引渡しを行う場合においても、当該届出が必要となります。</p> <p>○ ロッカー等の設置に当たっては、ロッカー等の設置又は管理する事業所が取次店に該当し、ロッカー等は当該取次店の施設の一部とみなすことが適当であることから、衛生管理及び保管管理に支障をきたさないため、当該取次店の店頭等に併設されることが適当と考えます。</p>

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：7

受付日：平成 28 年 11 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	確定拠出年金における外国籍の取扱い
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の方が母国に戻る時に、日本企業で積み立てた確定拠出年金の残高を「一時金で受給」することを認めていただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍以外の者も、被用者年金被保険者等であれば、確定拠出年金への加入が認められている。しかし、原則 60 歳に到達しないと確定拠出年金の給付は開始されないことになっている。 ・今後、グローバル化が一層進み、外国籍採用が増加することが想定されるため、これまで以上に帰国時（中途脱退時）の「一時金受給」の必要性が高まることが考えられることから「一時金で受給」することを認めていただきたい。
提案主体	(一社)信託協会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	<p>企業型年金からの脱退一時金に係る支給要件は、確定拠出年金法において、以下の要件全てを満たしている場合にのみ請求できると規定されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業型年金加入者、企業型運用指図者、個人型年金加入者、個人型運用指図者でないこと ②個人別管理資産が15,000円以下であること ③最後の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと <p>上記要件を満たしていない場合は、外国人であっても企業型年金から脱退一時金を受給することはできません。</p>
該当法令等	確定拠出年金法附則第2条の2
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、企業型年金を実施する事業主においては、外国人を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求ができない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと考えます。</p>

区分(案)

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：8

受付日：平成 28 年 11 月 17 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	個人型確定拠出年金における加入者の範囲
具体的内容	<p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人型確定拠出年金における加入者範囲を 65 歳まで拡大していただきたい。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型確定拠出年金では規約に定めることで、65 歳まで加入者として認められているが、個人型確定拠出年金の加入者範囲は 60 歳未満の被保険者とされている。 個人型確定拠出年金の普及、従業員の多様なライフプランに対応し、また、企業型確定拠出年金との整合性の観点から、個人型確定拠出年金の加入者範囲を 65 歳まで拡大していただきたい。
提案主体	(一社)信託協会

所管省庁：厚生労働省	
制度の現状	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60 歳未満の者が加入できると規定されています。 よって、60 歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。
該当法令等	確定拠出年金法第 62 条第 1 項第 2 号
対応の分類	対応不可
対応の概要	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：9

受付日：平成 28 年 11 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 2 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和
具体的内容	金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法 100 条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。 そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討願いたい。
提案主体	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁：金融庁、厚生労働省
制度の現状	営業職員による運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務は禁止されています。
該当法令等	確定拠出年金法第 100 条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第 1 号
対応の分類	検討に着手
対応の概要	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：10

受付日：平成 28 年 11 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日
-----------------------	-------------------------------	---------------------------

提案事項	確定拠出年金の脱退要件の緩和（ペナルティ課税を前提に任意脱退可能な制度設計とする）
具体的内容	<p>本年 5 月に成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」により、原則 20 歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となる。</p> <p>それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直され、個人別管理資産の額が一定額（現行 1.5 万円）以下の企業型年金加入資格喪失者と国民年金の保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなる。</p> <p>加入者の中には、不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、例えばペナルティ課税を前提に任意に脱退できるようにするなど、規制のさらなる緩和を検討願いたい。</p>
提案主体	(一社)全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が 15,000 円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・年金資産が 25 万円以下 または 通算拠出期間が 1 月以上、3 年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、国民年金保険料の免除を受けている等の生活困窮者を除き、安易に中途脱退を認めていない一方、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>よって、ペナルティ課税といった措置を設ける以前に、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:11

受付日:平成28年11月29日

所管省庁への検討要請日:平成28年12月19日

回答取りまとめ日:平成29年3月15日

提案事項	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金制度では、確定拠出年金法附則第2条の2及び第3条において、原則として60歳までの中途引出(脱退一時金の支給)が認められていない。 例外要件として、「1.5万円以下の小額」(確定拠出年金法施行令第59条第2項)、「通算拠出期間3年未満もしくは50万円以下」・「25万円以下で継続して個人型運用指図者であった者」(確定拠出年金法施行令第60条第2項)が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引出(脱退一時金の支給)は認められていない。 <p>【具体的要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金制度の外国籍加入者が、当該企業を退職し日本を出国した後に再来日の予定のない場合、同制度の中途引出(脱退一時金の支給)要件として認めていただきたい。 <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業のグローバル化の進展に伴い、近年、日本で労働する外国籍労働者は増加傾向。 外資系企業のみならず国内企業においても、少子高齢化等を背景として外国籍労働者の雇用は拡大している。 一方、現行の確定拠出年金制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として60歳まで中途引出(脱退一時金の支給)を行うことができず、手数料を支払わなければならない。
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁:厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっており、外国籍の加入者が帰国した場合、まずは企業型年金からの脱退一時金要件に該当すれば、脱退一時金を支給することになります。該当しない場合、個人型年金からの支給要件には「国民年金保険料の免除者であること」の規定があり、外国籍の加入者は日本国籍が無く、国民年金の被保険者になることができないことから、当然免除者となることもできず、脱退一時金が支給されないこととなります。</p> <p>【企業型確定拠出年金からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない 年金資産が15,000円以下 最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 <p>【個人型確定拠出年金からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の免除者である 最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 年金資産が25万円以下または通算拠出期間が1年以上、3年以下 確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない 企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> 確定拠出年金法附則第2条の2、第3条 確定拠出年金法施行令第59条、第60条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>当該事項に対応するためには、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、企業型年金は任意加入であることや、手厚い税制優遇措置を設けていることから、例外を認めることは困難と考えます。</p> <p>実施する事業主においては、外国人を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求ができない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと考えます。</p>

区分(案)

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：12

受付日：平成 28 年 11 月 30 日

所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日

回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	確定拠出年金の中途引き出し要件の緩和
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中途退職時において、退職所得として企業型の一時金受給を可能とする措置を実施することを要望する。 <p>もしくは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退一時金の支給要件（資産額・加入期間の制限など）の更なる緩和 ・ 中途引出しを可能とする措置 <p>をすることを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受給開始年齢までは長期間となるにも関わらず、加入者が将来中途退職したり、一時的な資金需要が発生した場合などには、年金資産の中途引出しが認められていないため、加入者等の不安が大きい現状にある。（現行制度における脱退一時金は、少額の資産、短期の加入期間などを前提としており、対象者は限られている。） ・ 加入者利便を促進し、制度の発展・普及のためには、年金資産の中途引出要件を更に拡大することが必要と考える。また、他の年金制度と同様、中途退職時に退職所得として一時金受給できることが望ましいが、これが容認されないのであれば、脱退一時金の支給要件の更なる緩和および中途引出しを認めるべきと考える。
提案主体	(一社)日本損害保険協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型DCからの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・ 年金資産が 15,000 円以下 ・ 最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型DCからの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金保険料の免除者である ・ 最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・ 年金資産が 25 万円以下 または 通算拠出期間が 1 年以上、3 年以下 ・ 確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・ 企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、国民年金保険料の免除を受けている等の生活困窮者を除き、安易に中途脱退を認めていない一方、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>よって、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分（案）



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:13

受付日:平成28年11月30日 | 所管省庁への検討要請日:平成28年12月19日 | 回答取りまとめ日:平成29年3月15日

提案事項	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】 通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施することを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 ・公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考えます。
提案主体	(一社)日本損害保険協会

所管省庁:厚生労働省

制度の現状	<p>確定拠出年金の受給開始年齢は、確定拠出年金法により、企業型年金加入者期間、企業型年金運用指図者期間、個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間の合算期間により以下とおり規定されており、通算加入者等期間が10年未満の場合、最大65歳まで受給することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・60歳以上61歳未満の者 10年 ・61歳以上62歳未満の者 8年 ・62歳以上63歳未満の者 6年 ・63歳以上64歳未満の者 4年 ・64歳以上65歳未満の者 2年 ・65歳以上の者 1月
該当法令等	確定拠出年金法第33条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>60歳直前に加入した方が、60歳で受給できる制度とした場合は、預貯金と違いがなく、また税制優遇措置も受けられてしまうことから、通算加入者等期間によって、受給開始年齢に差を設けているところです。</p> <p>よって、給付要件を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号：14

受付日：平成 28 年 11 月 30 日 所管省庁への検討要請日：平成 28 年 12 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日

提案事項	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ
具体的内容	<p>【提案の具体的内容】</p> <p>個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を 65 歳まで引き上げ可能とすることを要望する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型年金加入者は確定拠出年金法第 11 条 6 項に定められているとおり、企業型年金規約において 60 歳以上 65 歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている（65 歳まで引き上げされている）。また、公的年金の受給開始年齢も 65 歳である。 ・ 老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65 歳まで引き上げ可能とするべきであると考えます。
提案主体	(一社)日本損害保険協会
	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60 歳未満の者が加入できると規定されています。 よって、60 歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。
該当法令等	確定拠出年金法第 62 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:15

受付日:平成28年11月30日 | 所管省庁への検討要請日:平成28年12月19日 | 回答取りまとめ日:平成29年3月15日

提案事項	確定拠出年金における支給要件の緩和
具体的内容	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること。 <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の規制は以下のとおり。 (1)原則60歳に到達するまで受給不可。 (2)資産が極めて少額(1.5万円以下)である場合は、受給可能。 (3)企業型から個人型への移行者で、個人型年金加入者となる資格がない場合は、資産が少額(50万円以下)かつ加入資格喪失後2年以内であれば受給可能。 (4)継続個人型年金運用指図者であって、資産額が少額(2.5万円以下)の場合は、受給可能。 <p>※平成28年6月に公布された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」にて、平成29年1月以降は、脱退一時金の支給要件がさらに制限される予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 ・今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。
提案主体	(一社)生命保険協会

	所管省庁:厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金からの脱退一時金に係る支給要件は、確定拠出年金法において、以下の要件全てを満たしている場合にのみ請求できると規定されています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業型年金加入者、企業型運用指図者、個人型年金加入者、個人型運用指図者でないこと ②個人別管理資産が15,000円以下であること ③最後の企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6月を経過していないこと <p>上記要件を満たしていない場合は、外国人であっても企業型年金から脱退一時金を受給することはできません。</p>
該当法令等	確定拠出年金法附則第2条の2
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、国民年金保険料の免除を受けている等の生活困窮者を除き、安易に中途脱退を認めていない一方、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、手厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>よって、加入時において、原則中途脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:16

受付日：平成 28 年 12 月 14 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 1 月 16 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 3 月 15 日
-----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃
具体的内容	<p>金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供業務の兼務を可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○金融機関において、預金、信託、有価証券、保険を取り扱う営業職員は、確定拠出年金の加入者に対する中立性確保の観点から、運用関連業務（確定拠出年金の運用方法の選定、加入者に対する提示、運用方法に係る情報提供）を兼務することが禁止されている。</p> <p>○このため、店頭で確定拠出年金の運用商品の情報提供を求める顧客（加入者）が来店した場合、本部専任者や専用のコールセンターへ取りつがざるを得ず、顧客利便性が損なわれている。</p> <p>○平成 29 年 1 月より個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者の範囲が拡大されることを受け、官民挙げて制度の普及促進に取り組む中、顧客と対面で接する機会が多い営業職員による運用商品の情報提供が可能となれば、制度の利便性が高まり、一層の普及促進に繋がると考えられる。</p> <p>○なお、平成 27 年度、全国信用金庫協会・信金中央金庫から同主旨の要望が出された際、厚生労働省より「社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業業務を行う者が兼務しても中立性を欠くことはないため、兼務できる方向で検討と整理されたところであり、関係機関と協議した上で当該整理に基づき検討を進める」旨回答があったが、具体的な進展はみられない。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁：金融庁、厚生労働省
制度の現状	確定拠出年金法上、営業職員が確定拠出年金法に規定する運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務を兼務することは禁止されています。
該当法令等	確定拠出年金法第 100 条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第 1 号
対応の分類	検討に着手
対応の概要	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。

区分(案)

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:17

受付日:平成29年9月13日

所管省庁への検討要請日:平成29年10月3日

回答取りまとめ日:平成29年10月20日

提案事項	個人型確定拠出年金の加入者資格喪失年齢の引上げ
具体的内容	<p>個人型確定拠出年金について、加入者が希望する場合は加入者資格喪失年齢を65歳まで引き上げることが可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○確定拠出年金法第62条第3項第2号において、個人型確定拠出年金の加入者は「60歳未満の者」と定められている。</p> <p>○現在、多数の企業が勤務延長制度や再雇用制度を導入する中（注）、60歳以降も掛け金を拠出したいとのニーズが高まっており、年齢引上げは老後の資産形成に資する。</p> <p>（注）2016年の60～64歳の就業率は、63.6%（男性76.8%、女性50.8%。出所：総務省統計局「平成28年労働力調査年報」）。</p> <p>○なお、企業型確定拠出年金は、規約に定めることで65歳まで引上げが可能である。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

所管省庁:厚生労働省

制度の現状	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。
該当法令等	確定拠出年金法第62条第1項第2号
対応の分類	対応不可
対応の概要	当該事項に対応するためには、法改正が必要となるため、今後、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、関係者等による十分な検討が必要であると考えます。

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:18

受付日：平成 29 年 9 月 13 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 3 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 10 月 20 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	金融機関の営業職員による確定拠出年金運用商品の情報提供を禁止する兼務規制の撤廃
具体的内容	<p>金融機関の営業職員による確定拠出年金の運用の方法に係る情報提供業務の兼務を可能とする。</p> <p>【提案理由】</p> <p>○金融機関において、預金、信託、有価証券、保険を取り扱う営業職員は、確定拠出年金の加入者に対する中立性確保の観点から、運用関連業務（確定拠出年金の運用方法の選定、加入者に対する提示、運用方法に係る情報提供）を兼務することが禁止されている。</p> <p>○このため、店頭で確定拠出年金の運用商品の情報提供を求める顧客（加入者）が来店した場合、本部専担者や専用のコールセンターへ取り次がざるを得ず、顧客利便性が損なわれている。</p> <p>○2017年1月より個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入者の範囲が拡大されたことを受け、官民挙げて制度の普及促進に取り組む中、顧客と対面で接する機会が多い営業職員による運用商品の情報提供が可能となれば、制度の利便性が高まり、一層の普及促進に繋がると考えられる。</p> <p>○なお、昨年度の要望に対し、金融庁および厚生労働省は「検討を進めていく」旨回答しており、早期に検討を進めてほしい。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁：金融庁、厚生労働省
制度の現状	営業職員による運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務は禁止されています。
該当法令等	確定拠出年金法第100条 確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条第1号
対応の分類	検討に着手
対応の概要	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:19

受付日：平成 29 年 9 月 25 日 所管省庁への検討要請日：平成 29 年 10 月 19 日 回答取りまとめ日：平成 29 年 11 月 7 日

提案事項	確定拠出年金制度における外国籍加入者の中途引出要件の緩和
具体的内容	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】</p> <p>確定拠出年金制度では、確定拠出年金法附則第 2 条の 2 及び第 3 条において、原則として 60 歳までの中途引出(脱退一時金の支給)が認められていない。</p> <p>例外要件として、「1.5 万円以下の小額」(確定拠出年金法施行令第 59 条第 2 項)、「通算拠出期間 3 年未満もしくは 50 万円以下」・「25 万円以下で継続して個人型運用指図者であった者」(確定拠出年金法施行令第 60 条第 2 項)が認められているが、「外国籍加入者」であることを要件とした中途引出(脱退一時金の支給)は認められていない。</p> <p>【具体的要望内容】</p> <p>確定拠出年金制度の外国籍加入者が、当該企業を退職し日本を出国した後に再来日の予定のない場合、同制度の中途引出(脱退一時金の支給)要件として認めていただきたい。</p> <p>【要望理由】</p> <p>企業のグローバル化の進展に伴い、近年、日本で労働する外国籍労働者は増加傾向。</p> <p>外資系企業のみならず国内企業においても、少子高齢化等を背景として外国籍労働者の雇用は拡大している。</p> <p>一方、現行の確定拠出年金制度においては、外国籍加入者が退職した場合においても、要件を満たさない場合には、原則として 60 歳まで中途引出(脱退一時金の支給)を行うことができず、手数料を支払わなければならない。</p>
提案主体	都銀懇話会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっており、外国籍の加入者が帰国した場合、まずは企業型年金からの脱退一時金要件に該当すれば、脱退一時金を支給することになります。</p> <p>該当しない場合、個人型年金からの支給要件には「国民年金保険料の免除者であること」の規定があり、外国籍の加入者は日本国籍が無く、国民年金の被保険者になることができないことから、当然免除者となることもできず、脱退一時金が支給されないこととなります。</p> <p>【企業型 DC からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・ 年金資産が 15,000 円以下 ・ 最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型 DC からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金保険料の免除者である ・ 最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・ 年金資産が 25 万円以下 または 通算拠出期間が 1 月以上、3 年以下 ・ 確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・ 企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条 ・ 確定拠出年金法施行令第 59 条第 2 項、第 60 条第 2 項
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としてしているところです。さらに、昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、外国籍の加入者に例外を認めるのは困難です。</p> <p>実施する事業主においては、外国籍の方を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求ができない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと思います。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:20

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 29 年 12 月 15 日
----------------------	------------------------------	----------------------------

提案事項	金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による確定拠出年金運営管理業務の兼務の禁止の緩和
具体的内容	金融商品販売担当者（いわゆる営業職員）による兼務禁止は、運営管理機関の加入者に対する中立性確保の確実化を期すために定められているものと考えられるが、運営管理機関の中立性を確保するための規定は、他にも確定拠出年金法 100 条において、例えば特定の運用商品への指図の勧奨が禁止されることなどが整備されている。 そのため、現状の一律的な兼務禁止ではなく、例えば一定の条件を付したうえで兼務を認めるなど、運営管理機関に過度な体制整備を強いる恐れのないよう緩和を検討したい。
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

所管省庁：金融庁、厚生労働省

制度の現状	営業職員による運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼務は禁止されています。
該当法令等	確定拠出年金法第 100 条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条第 1 号
対応の分類	検討に着手
対応の概要	営業職員による運用関連業務の兼務については、社会保障審議会企業年金部会での議論の中で、運用関連業務のうち、運用の方法に係る情報提供業務は、営業職員が兼務できる方向で関係機関と調整すべきとされたことを踏まえ、検討を進めてまいります。

区分（案）

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:21

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	確定拠出年金の脱退要件の緩和
具体的内容	<p>平成 29 年 1 月から、法改正により、原則 20 歳以上の全国民が確定拠出年金制度に加入可能となった。それに伴い、確定拠出年金の脱退要件も見直され、個人別管理資産の額が一定額（現行 1.5 万円）以下の企業型年金加入資格喪失者と保険料免除者以外は脱退一時金を受け取ることができないこととなった。</p> <p>加入者の中には不測の事態が生じても原則として資産を受け取れないことについて不安感を抱く者が少なくないと考えられることから、他の企業年金制度と同じく、一定の条件（例えばペナルティ課税）のもと、年金資産の中途引出しを可能とするなど、規制のさらなる緩和を検討願いたい。</p>
提案主体	一般社団法人全国信用金庫協会、信金中央金庫

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が 15,000 円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】・国民年金保険料の免除者である</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 ・年金資産が 25 万円以下 または 通算拠出期間が 1 月以上、3 年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としているところです。さらに、昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、確定拠出年金の脱退要件の緩和を認めるのは困難です。</p> <p>よって、ペナルティ課税といった措置を設ける以前に、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:22

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	確定拠出年金における支給要件の緩和
具体的内容	<p><提案の具体的内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型における退職時の脱退一時金について、年齢到達要件および資産額の多寡にかかわらず支給可能とすべく支給要件を緩和すること。 <p><提案理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 現状の規制は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> 原則 60 歳に到達するまで受給不可。 資産が極めて少額（1.5 万円以下）である場合および国民年金の保険料免除者であって通算拠出期間が短い（3 年以下）または資産額が少額（2.5 万円以下）の場合は、受給可能。 確定拠出年金における脱退一時金の支給要件は極めて制限されており、同じく老後の所得確保を目的とする年金制度である確定給付企業年金については広く中途脱退給付が認められていることと不整合となっている。 今後、特に退職金規程からの全面移行ニーズの強い中小企業等への更なる確定拠出年金の普及のために支給要件の緩和は有効である。
提案主体	一般社団法人生命保険協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっています。</p> <p>【企業型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない 年金資産が 15,000 円以下 最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から 6 月以内 <p>【個人型確定拠出年金制度からの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の免除者である 最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から 2 年以内 年金資産が 25 万円以下または通算拠出期間が 1 月以上、3 年以下 確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない 企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	確定拠出年金法附則第 2 条の 2、第 3 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としているところです。さらに、昨年の法改正により個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、脱退一時金の支給要件を緩和することは困難です。</p> <p>したがって、実施する事業主においては、加入時において、原則途中脱退できない旨を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:23

受付日:平成29年9月29日

所管省庁への検討要請日:平成29年11月6日

回答取りまとめ日:平成30年1月15日

提案事項	個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ
具体的内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人型確定拠出年金の資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とする。 資格喪失年齢を引き上げた場合でも、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとする。 <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金加入者は確定拠出年金法第11条6項に定められているとおり、企業型年金規約において60歳以上65歳以下の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢が資格喪失時期とされている（65歳まで引き上げされている）。 公的年金の受給開始年齢も65歳である中で、老後の所得確保に係る自助努力を促進し、企業型と個人型の不公平感を排除する観点において、個人型の資格喪失年齢も企業型と同様に、65歳まで引き上げ可能とすべきであると考えます。 仮に65歳まで引き上げ可能となった場合に、受給の開始時期も65歳以降とした場合は、制度普及に逆行するため、引き上げ可能となった場合でも、受給開始時期については、現行のとおり、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるままとすべきと考えます。（企業型年金において、60歳以上で資格喪失年齢到達前に実施事業所を退職すれば資格を喪失し、受給が可能となることと平仄を取る。）
提案主体	一般社団法人損害保険協会

所管省庁:厚生労働省

制度の現状	個人型確定拠出年金への加入については、確定拠出年金法において、60歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。
該当法令等	確定拠出年金法 第62条第1項第2号
対応の分類	対応不可
対応の概要	確定拠出年金の資格喪失年齢については老後の所得確保という目的や国民年金の加入期間を踏まえ、原則60歳に加入資格を喪失し、受給権資格を得るものとされているところです。ご要望については資格喪失年齢を含めた企業年金の拠出時、給付時の仕組みや高齢者雇用の在り方、社会情勢の変化等を踏まえて今後引き続き議論を重ねていく必要があるため、現時点では対応が困難です。

区分(案)

◎

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:24

受付日：平成 29 年 9 月 29 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 6 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 1 月 15 日
----------------------	------------------------------	---------------------------

提案事項	確定拠出年金の通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し
具体的内容	<p>通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを実施する。</p> <p>【提案理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、公的年金制度で中長期的な給付水準の調整が見込まれている中、通算加入者等期間が 10 年に満たない場合は、受給開始年齢が段階的に後ろ倒しになり、50 歳以上の人にとっては加入しづらい制度となっているため、老後の所得を十分に確保するための自助努力の妨げになると考える。 公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直しを行うべきであると考えます。
提案主体	一般社団法人損害保険協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>確定拠出年金の受給開始年齢は、確定拠出年金法により、企業型年金加入者期間、企業型年金運用指図者期間、個人型年金加入者期間及び個人型年金運用指図者期間の合算期間により以下のとおり規定されており、通算加入者等期間が 10 年未満の場合、最大 65 歳まで受給することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 60 歳以上 61 歳未満の者 10 年 ・ 61 歳以上 62 歳未満の者 8 年 ・ 62 歳以上 63 歳未満の者 6 年 ・ 63 歳以上 64 歳未満の者 4 年 ・ 64 歳以上 65 歳未満の者 2 年 ・ 65 歳以上の者 1 月
該当法令等	確定拠出年金法第 33 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした年金制度であることから、確定拠出年金掛金は全額所得控除となるなど、厚い税制優遇措置を設けているところです。</p> <p>仮に 60 歳直前に加入した方が、60 歳で受給できる制度とした場合は、預貯金と違いがなく、また税制優遇措置も受けられてしまうことから、通算加入者等期間によって、受給開始年齢に差を設ける必要があると考えます。よって、給付要件を含めた制度の概要について、加入される方に対してご説明いただき、制度内容を事前にご理解いただくことが重要であると考えます。</p>

区分(案)



提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:25

受付日：平成 29 年 10 月 19 日	所管省庁への検討要請日：平成 29 年 11 月 14 日	回答取りまとめ日：平成 30 年 2 月 5 日
-----------------------	-------------------------------	--------------------------

提案事項	確定拠出年金における加入者の年齢範囲の拡大
具体的内容	<p>(提案の具体的内容) 確定拠出年金における加入者の年齢範囲を 65 歳まで拡大していただきたい。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人型確定拠出年金の加入者の年齢範囲は 60 歳未満の被保険者とされている。 ・また、企業型確定拠出年金では規約に定めることで、65 歳まで加入者とすることが認められているが、60 歳以上で同一プランの実施事業所間を異動する場合、異動先で新たに加入者となることができない。 ・そのため、確定拠出年金の普及、従業員の多様なライフプランに対応し、また、企業型確定拠出年金との整合性の観点から、個人型確定拠出年金および企業型確定拠出年金の加入者の年齢範囲を 65 歳まで拡大していただきたい。
提案主体	(一社) 信託協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金法において、個人型確定拠出年金への加入については、60 歳未満の者が加入できると規定されています。よって、60 歳以上の者については、個人型確定拠出年金に加入することはできません。</p> <p>さらに、企業型確定拠出年金の加入者資格は原則 60 歳到達時に喪失しますが、例外として 60 歳到達前から同一事業所において継続して使用されている 60 歳以上の従業員（厚生年金保険の被保険者であった者）については、60 歳以上 65 歳以下の一定の年齢まで引き続き加入者とすることが認められています。</p>
該当法令等	確定拠出年金法第 9 条第 1 項、第 62 条第 1 項第 2 号
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>確定拠出年金の加入者の年齢範囲については老後の所得確保という目的や国民年金の加入期間を踏まえ、原則 60 歳に加入資格を喪失するものとされているところです。ご要望については資格喪失年齢を含めた企業年金の拠出時、給付時の仕組みや高齢者雇用の在り方、社会情勢の変化等を踏まえて今後引き続き議論を重ねていく必要があるため、現時点では対応が困難です。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に対する所管省庁の回答

専門チーム案件

番号:26

受付日:平成29年10月19日	所管省庁への検討要請日:平成29年11月14日	回答取りまとめ日:平成30年2月5日
-----------------	-------------------------	--------------------

提案事項	確定拠出年金における外国籍の者の一時金受給資格の緩和
具体的内容	<p>(提案の具体的内容)</p> <p>外国籍の方が母国に戻る時に、日本企業で積み立てた確定拠出年金の残高を一時金で受給することを認めていただきたい。</p> <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国籍以外の者も、被用者年金被保険者等であれば、確定拠出年金への加入が認められている。しかし、原則60歳に到達しないと確定拠出年金の給付は開始されないことになっている。 ・今後、グローバル化が一層進み、外国籍採用が増加することが想定されるため、これまで以上に帰国時(中途脱退時)の「一時金受給」の必要性が高まることが考えられることから、公的年金と同様(※)に「一時金受給」を認めていただきたい。 <p>(※)日本国籍を有しない者が、国民年金または厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、日本を出国した場合、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に脱退一時金を請求することができる。</p>
提案主体	(一社)信託協会

	所管省庁:厚生労働省
制度の現状	<p>確定拠出年金制度における脱退一時金の支給要件は以下のとおりとなっており、外国籍の加入者が帰国した場合、脱退一時金要件に該当すれば、支給することになります。</p> <p>【企業型DCからの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者及び個人型年金運用指図者でない ・年金資産が15,000円以下 ・最後に企業型年金の資格喪失した日が属する月の翌月から6月以内 <p>【個人型DCからの脱退一時金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料の免除者である ・最後に個人型年金、企業型年金の資格を喪失した日から2年以内 ・年金資産が25万円以下 または 通算拠出期間が1年以上、3年以下 ・確定拠出年金の障害給付金の受給権者でない ・企業型喪失時に脱退一時金を受給していない
該当法令等	・確定拠出年金法附則第2条の2、第3条
対応の分類	対応不可
対応の概要	<p>脱退一時金については、企業型年金は任意加入であることや手厚い税制優遇措置が設けられていることから、従来より例外的な措置としてしているところです。さらに、平成28年の確定拠出年金法改正による個人型確定拠出年金の加入者範囲拡大に伴い、脱退一時金の支給要件をより厳格にするよう措置したことから、外国籍の加入者に例外を認めるのは困難です。</p> <p>実施する事業主においては、外国籍の方を雇用する場合、その者が帰国した場合においても脱退一時金を請求できない可能性があることを事前に説明することや、年金規約において、企業型年金への加入を希望者のみとするなど、雇用される外国人の方に不利益がないように対応いただきたいと考えます。</p>

区分(案)

